

まちづくり委員会資料

令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第8号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1	川崎市手数料条例の一部を改正する条例 概要
資料 2	川崎市手数料条例 新旧対照表
参考資料 1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 新旧対照表
参考資料 2	建築基準法 新旧対照表
参考資料 3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 新旧対照表
参考資料 4	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 新旧対照表
参考資料 5	「建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明資料（国土交通省作成）」（抜粋）

まちづくり局

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 概要

1 条例の趣旨

建築物分野における省エネ対策の徹底などを通じ、脱炭素社会の実現に寄与することを目的として「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」による「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」（以下「建築物省エネ法」という。）及び「建築基準法」の一部改正(令和4年6月17日公布、令和7年4月1日施行)、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」による「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」の一部改正(令和6年6月28日公布、令和7年4月1日施行)及び「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令」による「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の一部改正(令和6年6月28日公布、令和7年4月1日施行)が行われた。

これに伴い「川崎市手数料条例」（以下「条例」という。）の一部改正を行う。

表1 法改正及び条例改正の主な内容

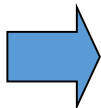
改正された法律	法改正の主な内容	条例改正の主な内容
建築物省エネ法	○全ての新築建築物への建築物エネルギー消費性能基準適合の義務付け (P 3)	○建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の新設 (P 5)
		○完了検査における加算手数料の新設 (P 6)
	○増改築の場合の基準適合義務の対象範囲の変更 (P 4)	○建築物エネルギー消費性能適合性判定等における既存部位に係る手数料の廃止 (P 6)
	○表示認定制度の廃止 (P 4)	○当該認定手数料の廃止 (P 7)
建築基準法	○確認申請における審査内容の変更 (P 9)	○確認申請、中間検査及び完了検査の手数料の増額等 (P 9)

2 条例の改正に係る建築物省エネ法の主な改正内容

(1) 全ての新築建築物への建築物エネルギー消費性能基準適合の義務付け

建築物分野においても、省エネ対策の取組を一層進める必要性があり、住宅や小規模な建築物を含め、省エネ性能を確保することが求められていることから、原則全ての建築物を建築する際に、建築物エネルギー消費性能基準(以下「省エネ基準」という。)に適合させることが義務付けられた。

表2 適合義務対象の拡大

	改正前			改正後	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	適合義務あり	適合義務なし		適合義務あり	適合義務あり
中規模 (300㎡以上)	適合義務あり	適合義務なし		適合義務あり	適合義務あり
小規模 (300㎡未満)	適合義務なし	適合義務なし		適合義務あり	適合義務あり

原則全ての建築物が適合義務の対象となった

(2) 増改築の場合の基準適合義務の対象範囲の変更

従来、増改築を行う場合には、既存部位を含めた建築物全体について、省エネ基準に適合することが求められていたが、省エネ基準への適合義務の範囲を住宅にも拡大することを踏まえ、過度な負担とならず増改築そのものを停滞させないことを目的として、増改築を行う部分のみが省エネ基準に適合すればよいこととされた。

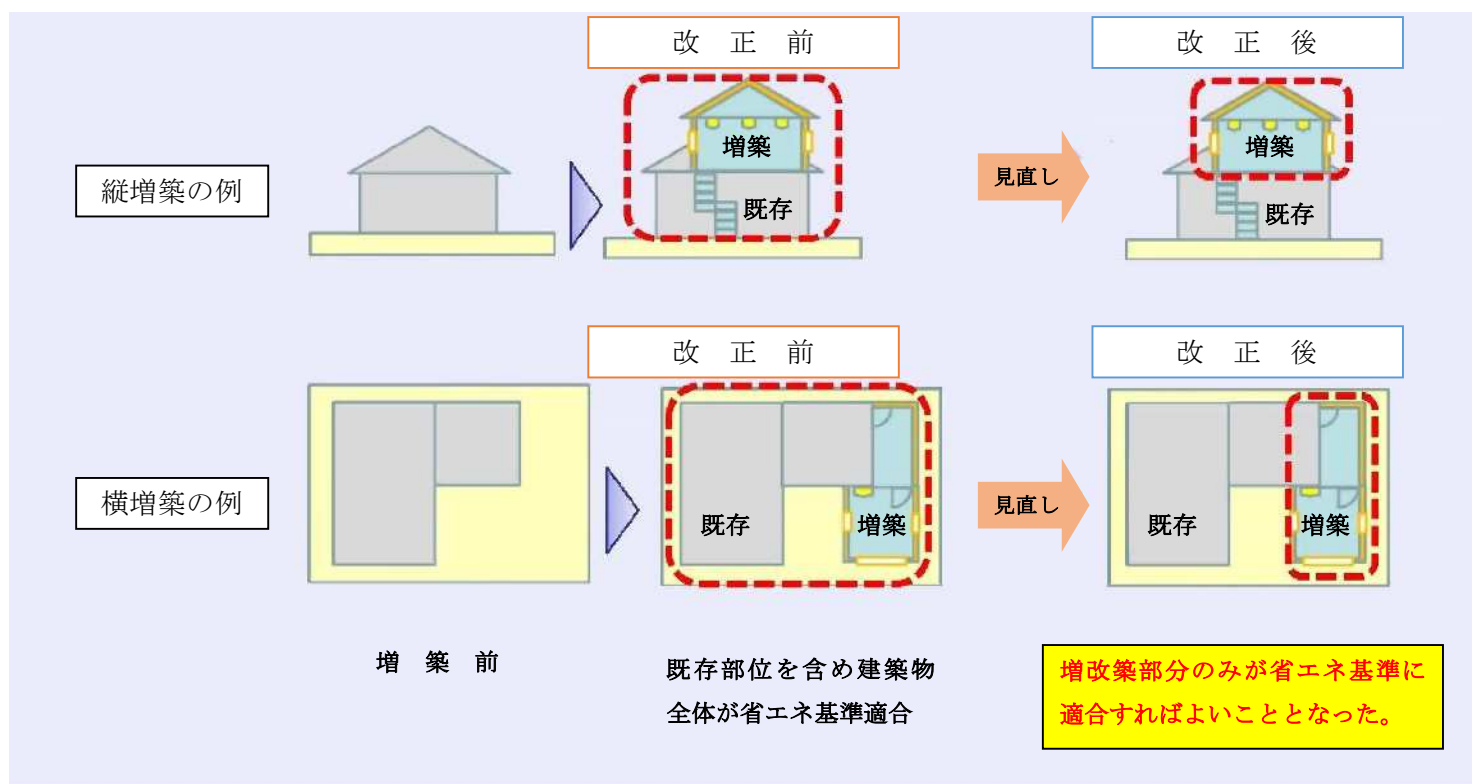


図1 増改築の場合の対象範囲

(3) 表示認定制度の廃止

従来、建築物の省エネ性能を、消費者が把握できることを目的として、省エネ基準への適合義務がない建築物についても、所管行政庁の認定を受けることにより、省エネ基準に適合していることを表示できる制度（以下「表示認定制度」という。）が設けられていた。今回の建築物省エネ法の一部改正により、原則全ての建築物が省エネ基準への適合義務の対象になったことに伴い、表示認定制度の廃止が行われた。

3 建築物省エネ法の一部改正に伴う条例の主な改正内容

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の新設

建築物省エネ法の一部改正に伴い、従来省エネ基準への適合義務のなかった住宅等についても適合義務が生じ、これらの建築物についても建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「省エネ適判」という。)の手続きが必要になったため、手数料を新設する。

表3 省エネ適判手数料の例(一戸建ての住宅)

省エネ基準の評価方法	床面積の合計	手数料額 (1件当たり)
詳細な評価方法を用いた場合	200㎡未満	34,000円
	200㎡以上	38,000円
部分的に簡易な評価方法を用いた場合	200㎡未満	25,000円
	200㎡以上	28,000円
簡易な評価方法を用いた場合	200㎡未満	17,000円
	200㎡以上	19,000円

(2) 完了検査における加算手数料の新設

省エネ適判を必要とする建築物等については、建築基準法による完了検査時に省エネ基準への適合についても検査を行うことから、今回新たに省エネ適判の対象となる建築物等について、完了検査における加算手数料を新設する。

表4 完了検査における加算手数料の例

建築物	住宅部分の床面積の合計	手数料額 (1件当たり)
一戸建ての住宅	面積問わず	14,000円
共同住宅	300㎡未満	21,000円
	300㎡以上2,000㎡未満	35,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満	67,000円
	5,000㎡以上	100,000円

(3) 省エネ適判等における既存部位に係る手数料の廃止

建築物省エネ法の一部改正に伴い、増改築を行う部分のみが省エネ基準に適合すればよいこととされたため、既存部位に係る手数料を廃止する。

(4) 表示認定制度の廃止に伴う当該認定手数料の廃止

建築物省エネ法の一部改正により表示認定制度が廃止されたため、当該認定に関する手数料を廃止する。

(5) 省エネ適判と同様の審査を行う手続きの手数料の見直し

建築物の省エネ性能の審査を行う手続きとして、建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定及び都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物認定がある。これら手続きは、省エネ適判と同様の審査を行うことから、新設する省エネ適判手数料に合わせるため、これら手続きに係る手数料についても、一部見直しを行う。

表5 手数料の一部見直しの例(性能向上計画認定・低炭素建築物認定)

省エネ基準の評価方法	住宅部分の床面積の合計※ (共同住宅)	手数料額 (1件当たり)
詳細な評価方法を用いた場合	300㎡未満	69,000円
	300㎡以上2,000㎡未満	120,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満	200,000円
	5,000㎡以上	280,000円
部分的に簡易な評価方法を用いた場合(新設)	300㎡未満	51,000円
	300㎡以上2,000㎡未満	86,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満	150,000円
	5,000㎡以上	220,000円
簡易な評価方法を用いた場合	300㎡未満	33,000円
	300㎡以上2,000㎡未満	57,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満	100,000円
	5,000㎡以上	160,000円

今回新設する省エネ適判手数料に合わせ、一部見直しを行う。

※ 改正前は住戸の数及び共用部分の面積に応じて手数料を算定していた。

(6) 条ずれ等に伴う所要の整備

建築物省エネ法の一部改正等に伴い、条例内で引用している条文について条ずれ等が生じたため、所要の整備を行う。

表6 条ずれの例（建築物省エネ法）

改正前		改正後	
項目	建築物省エネ法	項目	建築物省エネ法
建築主の基準適合義務について	第12条	建築主の基準適合義務について	第11条
省エネ適判の手続きについて	第13条	省エネ適判の手続きについて	第12条
第三者機関による省エネ適判について	第15条	第三者機関による省エネ適判について	第14条
性能向上計画認定について	第34条	性能向上計画認定について	第29条
性能向上計画認定の基準について	第35条	性能向上計画認定の基準について	第30条
性能向上計画認定の変更の手続きについて	第36条	性能向上計画認定の変更の手続きについて	第31条



国の改正内容

4 条例の改正に係る建築基準法の主な改正内容

(確認申請における審査内容の変更)

省エネ化に伴い重量化している建築物の構造安全性の担保等を目的として、木造建築物における構造計算が必要となる対象の拡大、及び建築士が設計・工事監理を行った一定規模以下の建築物における、一部の規定の審査が省略される特例制度の対象の縮小が行われた

市の改正内容

5 建築基準法の一部改正に伴う条例の主な改正内容

(確認申請、中間検査及び完了検査の手数料の増額)

確認申請における審査内容の変更に伴い、審査・検査に係る事務量が増加するため、確認申請、中間検査及び完了検査に関する審査・検査手数料の増額等を行う。

表7 手数料の増額の例(確認申請)

改正前		改正後	
床面積の合計	手数料額 (1件当たり)	床面積の合計	手数料額 (1件当たり)
30㎡以内	10,000円	30㎡以内	15,000円
30㎡を超え100㎡以内	18,000円	30㎡を超え100㎡以内	28,000円
100㎡を超え200㎡以内	28,000円	100㎡を超え200㎡以内	43,000円
200㎡を超え500㎡以内	36,000円	200㎡を超え300㎡以内	48,000円
		300㎡を超え500㎡以内	55,000円

6 施行期日

令和7年4月1日より施行する。

7 経過措置

改正前に省エネ適判を行い、令和7年4月1日より前にその工事に着工した建築物に係る省エネ適判の変更、及び完了検査等については、改正前の床面積の算定方法により、手数料を算定する。

川崎市手数料条例 新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号 第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第278号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。 (194) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査 ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき <u>15,000円</u> イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき <u>28,000円</u> ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき <u>43,000円</u> <u>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 1件につき 48,000円</u> オ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え500平方メートル以内のもの 1件につき <u>55,000円</u> <u>カ</u> 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 66,000円 <u>キ</u> 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 93,000円 <u>ク</u> 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円 <u>ケ</u> 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 280,000円 <u>コ</u> 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 370,000円 <u>サ</u> 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 460,000円 <u>シ</u> 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 900,000円 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じて定める面積について算定する。 ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の	○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号 第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第279号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。 (194) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査 ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき <u>10,000円</u> イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき <u>18,000円</u> ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき <u>28,000円</u> <u>（新設）</u> エ 床面積の合計が<u>200平方メートル</u>を超え500平方メートル以内のもの 1件につき <u>36,000円</u> <u>オ</u> 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 66,000円 <u>カ</u> 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 93,000円 <u>キ</u> 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円 <u>ク</u> 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 280,000円 <u>ケ</u> 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 370,000円 <u>コ</u> 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 460,000円 <u>サ</u> 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 900,000円 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じて定める面積について算定する。 ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の

改正後	改正前
床面積 イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1 エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (195) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に係る完了検査 ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき <u>24,000円</u> イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき <u>30,000円</u> ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき <u>39,000円</u> <u>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 1件につき 44,000円</u> <u>オ</u> 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え500平方メートル以内のもの 1件につき <u>53,000円</u> <u>カ</u> 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 58,000円 <u>キ</u> 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 78,000円 <u>ク</u> 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 120,000円 <u>ケ</u> 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 190,000円 <u>コ</u> 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 240,000円 <u>サ</u> 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 300,000円 <u>シ</u> 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 610,000円	床面積 イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1 エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (195) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に係る完了検査 ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき <u>16,000円</u> イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき <u>19,000円</u> ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき <u>25,000円</u> <u>（新設）</u> <u>エ</u> 床面積の合計が<u>200平方メートル</u>を超え500平方メートル以内のもの 1件につき <u>34,000円</u> <u>オ</u> 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 58,000円 <u>カ</u> 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 78,000円 <u>キ</u> 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 120,000円 <u>ク</u> 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 190,000円 <u>ケ</u> 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 240,000円 <u>コ</u> 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 300,000円 <u>サ</u> 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 610,000円

改正後	改正前
床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 (196) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に係る中間検査を受けた場合の同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に係る完了検査 ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき <u>23,000円</u> イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき <u>29,000円</u> ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき <u>38,000円</u> <u>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 1件につき 42,000円</u> <u>オ</u> 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え500平方メートル以内のもの 1件につき <u>49,000円</u> <u>カ</u> 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 55,000円 <u>キ</u> 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 75,000円 <u>ク</u> 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 110,000円 <u>ケ</u> 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 180,000円 <u>コ</u> 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 230,000円 <u>サ</u> 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 290,000円 <u>シ</u> 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 600,000円 床面積の合計の算定については、前号の床面積の算定方法を準用する。 (197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）<u>第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若し</u>	床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 (196) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に係る中間検査を受けた場合の同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に係る完了検査 ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき <u>15,000円</u> イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき <u>18,000円</u> ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき <u>24,000円</u> <u>（新設）</u> <u>エ</u> 床面積の合計が<u>200平方メートル</u>を超え500平方メートル以内のもの 1件につき <u>31,000円</u> <u>オ</u> 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 55,000円 <u>カ</u> 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 75,000円 <u>キ</u> 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 110,000円 <u>ク</u> 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 180,000円 <u>ケ</u> 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 230,000円 <u>コ</u> 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 290,000円 <u>サ</u> 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 600,000円 床面積の合計の算定については、前号の床面積の算定方法を準用する。 (197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）<u>第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若し</u>

改正後	改正前
<u>くは第3項</u>の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物、当該計画の変更に係る建築物その他建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査が必要な建築物として市長が別に定めるもの（以下この号において「<u>判定建築物等</u>」という。）が含まれる場合に限る。） <u>ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。第264号、第266号、第270号及び第272号において同じ。)</u>その他これに類する建築物として市長が別に定めるもの（第268号において「一戸建ての住宅等」という。） 1件につき 前2号に規定する額に14,000円を加えた額 <u>(削除)</u>	<u>くは第3項</u>の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「<u>判定建築物</u>」という。）が含まれる場合に限る。） <u>ア 新築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額</u> <u>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</u> <u>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 27,000円</u> <u>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</u> <u>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</u> <u>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</u> <u>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</u> <u>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</u>
<u>イ ア以外の建築物 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる判定建築物等の部分の区分に応じ次に規定する額を加えた額</u> <u>(ア) 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号、第264号、第266号、第268号及び第270号において「基準省令」という。)</u>第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この号、第264号、第268号及び第270号において同じ。) <u>次に掲げる判定建築物等の区分に応じ次に規定する額</u> <u>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 21,000円</u>	<u>イ 増築又は改築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額を加えた額</u> <u>(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。第264号、第266号、第268号、第270号及び第274号において「基準省令」という。)</u>第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 <u>次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>a 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</u>

改正後	改正前
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 35,000円 円 c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 67,000円 d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 100,000円 (削除) (イ) 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第264号、第268号及び第270号において同じ。) 次に掲げる判定建築物等の区分に応じ次に規定する額 a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円 b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 26,000円 c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円 d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円 e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円 f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円 g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円	円 b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 27,000円 c 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円 d 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円 e 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円 f 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円 g 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円 (イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額 (新設)

改正後	改正前
<u>床面積の合計は、判定建築物等を新築した場合にあっては当該新築に係る床面積について算定し、判定建築物等を増築し、又は改築した場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。この場合において、工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物等の部分で市長が認めるものに係る床面積は除いて算定する。</u> (198) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に係る中間検査 ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき <u>24,000円</u> イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき <u>28,000円</u> ウ 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき <u>37,000円</u> <u>エ 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 1件につき 42,000円</u> <u>オ</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え500平方メートル以内のもの 1件につき <u>50,000円</u> <u>カ</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 52,000円 <u>キ</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 70,000円 <u>ク</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 100,000円 <u>ケ</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円 <u>コ</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 210,000円 <u>サ</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 260,000円 <u>シ</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき	<u>非住宅部分の床面積の合計は、工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。</u> (198) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に係る中間検査 ア 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき <u>15,000円</u> イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき <u>18,000円</u> ウ 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき <u>23,000円</u> <u>(新設)</u> <u>エ</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が<u>200平方メートル</u>を超え500平方メートル以内のもの 1件につき <u>32,000円</u> <u>オ</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 52,000円 <u>カ</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 70,000円 <u>キ</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 100,000円 <u>ク</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円 <u>ケ</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 210,000円 <u>コ</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 260,000円 <u>サ</u> 中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき

改正後	改正前
530, 000円 (199)～(263)の2 略 (264) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査 ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を建築物省エネ法<u>第14条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第266号、第270号及び<u>第272号</u>において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) <u>一戸建ての住宅</u> 1件につき <u>4, 700円</u> (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 <u>a 住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9, 400円</u> <u>(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 20, 000円</u> <u>(c) 住宅部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 45, 000円</u> <u>(d) 住宅部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの 81, 000円</u>	530, 000円 (199)～(263)の2 略 (264) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査 ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を建築物省エネ法<u>第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第266号、第270号、<u>第272号及び第274号</u>において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) <u>一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、第266号、第270号、第272号及び第274号において同じ。)</u> 1件につき <u>4, 900円</u> (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 <u>a 住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号、第270号及び第274号において同じ。) 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 1戸 4, 900円</u> <u>(b) 2戸以上5戸以下 9, 600円</u> <u>(c) 6戸以上10戸以下 16, 000円</u> <u>(d) 11戸以上25戸以下 27, 000円</u> <u>(e) 26戸以上50戸以下 45, 000円</u> <u>(f) 51戸以上100戸以下 81, 000円</u> <u>(g) 101戸以上200戸以下 130, 000円</u> <u>(h) 201戸以上300戸以下 160, 000円</u> <u>(i) 301戸以上 170, 000円</u>

改正後	改正前
<u>(削除)</u>	<u>b 共用部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分をいう。以下この号、第270号及び第274号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</u> <u>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</u> <u>(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u> <u>(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u> <u>(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u> <u>(f) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u> <u>(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</u> <u>c 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第270号及び第274号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</u> <u>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</u> <u>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u> <u>(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u> <u>(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u> <u>(f) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u>
<u>b 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円</u> <u>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円</u> <u>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u> <u>(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,000円</u> <u>(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u> <u>(f) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u>	

改正後	改正前
<u>(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</u> イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第266号、第270号及び第272号において「特定設計住宅性能評価書」という。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 <u>a 住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 23,000円</u> <u>(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 42,000円</u> <u>(c) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u> <u>(d) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 138,000円</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</u> イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第266号、第270号及び第272号において「特定設計住宅性能評価書」という。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 <u>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 1戸 8,800円</u> <u>(b) 2戸以上5戸以下 23,000円</u> <u>(c) 6戸以上10戸以下 30,000円</u> <u>(d) 11戸以上25戸以下 43,000円</u> <u>(e) 26戸以上50戸以下 64,000円</u> <u>(f) 51戸以上100戸以下 100,000円</u> <u>(g) 101戸以上200戸以下 150,000円</u> <u>(h) 201戸以上300戸以下 190,000円</u> <u>(i) 301戸以上 200,000円</u> <u>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</u> <u>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 140,000円</u> <u>(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</u> <u>(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>

改正後	改正前
<u>b</u> 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 (a) 基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>230,000円</u> ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>290,000円</u> iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>370,000円</u> iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>530,000円</u> v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>650,000円</u> vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>770,000円</u> vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの <u>870,000円</u> (b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>87,000円</u> ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>110,000円</u> iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>150,000円</u> iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>280,000円</u> <u>(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>360,000円</u> <u>(f) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>430,000円</u> <u>(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u> <u>500,000円</u> <u>c</u> 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 (a) 基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>240,000円</u> ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>300,000円</u> iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>380,000円</u> iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>550,000円</u> v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>670,000円</u> vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>790,000円</u> vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの <u>900,000円</u> (b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>97,000円</u> ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>120,000円</u> iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>160,000円</u> iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

改正後	改正前
の <u>240,000円</u> v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの の <u>310,000円</u> vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの の <u>370,000円</u> vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの <u>440,000円</u> ウ ア又はイ以外の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 a 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円 (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円 <u>b 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円</u> <u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円</u> <u>c 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</u> (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円 (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 (a) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 <u>i 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円</u> <u>ii 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	の <u>260,000円</u> v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの の <u>330,000円</u> vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの の <u>390,000円</u> vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの <u>470,000円</u> ウ ア又はイ以外の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 a 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円 (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円 <u>(新設)</u> <u>b 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</u> (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円 (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 (a) 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額 <u>i 1戸 34,000円</u> <u>ii 2戸以上5戸以下 69,000円</u>

改正後	改正前
<u>120,000円</u> <u>iii 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>200,000円</u> <u>iv 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 280,000円</u> <u>(削除)</u> <u>(b) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合又は同</u> <u>号イ(2)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応</u> <u>じ次に規定する額</u> <u>i 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</u> <u>ii 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>86,000円</u> <u>iii 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>150,000円</u> <u>iv 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 220,000円</u> <u>(c) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合 次に</u> <u>掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>i 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,000円</u> <u>ii 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>57,000円</u> <u>iii 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>100,000円</u> <u>iv 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 160,000円</u> <u>(削除)</u>	<u>iii 6戸以上10戸以下 97,000円</u> <u>iv 11戸以上25戸以下 140,000円</u> <u>v 26戸以上50戸以下 200,000円</u> <u>vi 51戸以上100戸以下 280,000円</u> <u>vii 101戸以上200戸以下 380,000円</u> <u>viii 201戸以上300戸以下 500,000円</u> <u>ix 301戸以上 590,000円</u> <u>(新設)</u> <u>(b) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる住</u> <u>戸の総数</u>の区分に応じ次に規定する額 <u>i 1戸 17,000円</u> <u>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</u> <u>iii 6戸以上10戸以下 47,000円</u> <u>iv 11戸以上25戸以下 68,000円</u> <u>v 26戸以上50戸以下 102,000円</u> <u>vi 51戸以上100戸以下 155,000円</u>

改正後	改正前
<u>(削除)</u> <u>b</u> 非住宅部分 イ(イ) <u>b</u>に掲げる場合の区分に応じイ(イ) <u>b</u>に規定する額 (265) 略 (266) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。）の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査 ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき <u>2,350円</u> (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額 イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号イ(イ)の規定により算定した額 ウ ア又はイ以外の場合	<u>vii 101戸以上200戸以下 221,000円</u> <u>viii 201戸以上300戸以下 285,000円</u> <u>ix 301戸以上 325,000円</u> <u>b 共用部分 イ(イ) bに掲げる建築物の区分に応じイ(イ) bに規定する額</u> <u>c 非住宅部分 イ(イ) cに掲げる場合の区分に応じイ(イ) cに規定する額</u> (265) 略 (266) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。）の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査 ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき <u>2,450円</u> (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額 イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号イ(イ)の規定により算定した額 ウ ア又はイ以外の場合

改正後	改正前
(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 a 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円 (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円 <u>b 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 12,500円</u> <u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 14,000円</u> c 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 8,500円 (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 9,500円 (イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額 (267) 略 (268) 建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 <u>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第24条第2項に規定する通知書が添付されている場合</u> <u>(ア) 一戸建ての住宅等 1件につき 4,700円</u> <u>(削除)</u>	(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 a 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円 (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円 <u>(新設)</u> b 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 8,500円 (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 9,500円 (イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額 (267) 略 (268) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 <u>ア 新築の場合</u> <u>(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合((イ)に掲げる場合を除く。) 1 件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</u>

改正後	改正前
	<u>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>290,000円</u>
	<u>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>370,000円</u>
	<u>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>530,000円</u>
	<u>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>650,000円</u>
	<u>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>770,000円</u>
	<u>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</u>
<u>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</u>	<u>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第25条第2項に規定する通知書が添付されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u>
<u>a 住宅部分 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u>	<u>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</u> <u>(新設)</u>
<u>(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円</u>	
<u>(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>20,000円</u>	
<u>(c) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>45,000円</u>	
<u>(d) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円</u>	
<u>b 非住宅部分 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u>	<u>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>17,000円</u> <u>(新設)</u>
<u>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円</u>	
<u>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>16,000円</u>	
<u>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>27,000円</u>	

改正後	改正前
<u>(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>80,000円</u> <u>(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>130,000円</u> <u>(f) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>160,000円</u> <u>(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u> 200,000円 <u>(削除)</u>	<u>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>27,000円</u> <u>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>81,000円</u> <u>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>130,000円</u> <u>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>160,000円</u> <u>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u> 200,000円 <u>(ウ) (ア)又は(イ)以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 87,000円 <u>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>110,000円</u> <u>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>150,000円</u> <u>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>240,000円</u> <u>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>310,000円</u> <u>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>370,000円</u>

改正後	改正前
<u>イ ア以外の場合</u> <u>(ア) 一戸建ての住宅等 1件につき 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</u> <u>a 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</u> <u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</u> <u>(削除)</u> <u>b 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合又は同号イただし書の国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円</u> <u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円</u>	<u>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</u> <u>イ 増築又は改築の場合</u> <u>(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ基準省令第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合</u> <u>a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合(bに掲げる場合を除く。) 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</u> <u>(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円</u> <u>(c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</u> <u>(d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</u> <u>(e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</u> <u>(f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</u> <u>(g) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</u> <u>b 建築物省エネ法施行規則第25条第2項に規定する通知書が添付されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</u> <u>(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方</u>

改正後	改正前
<u>(削除)</u>	<u>メートル未満のもの 17,000円</u> <u>(c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u> <u>(d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u> <u>(e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u> <u>(f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u> <u>(g) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</u>
<u>c 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合又は同号イただし書の国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</u> <u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</u> <u>(削除)</u>	<u>c a又はb以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</u> <u>(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円</u> <u>(c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</u> <u>(d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</u> <u>(e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</u> <u>(f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</u> <u>(g) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</u>

改正後	改正前
<u>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</u> <u>a 住宅部分 1件につき 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合その他これに類する場合として市長が別に定める場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>i 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円</u> <u>ii 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 120,000円</u> <u>iii 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 200,000円</u> <u>iv 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 280,000円</u> <u>(b) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合その他これに類する場合として市長が別に定める場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>i 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</u> <u>ii 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 86,000円</u> <u>iii 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 150,000円</u> <u>iv 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 220,000円</u> <u>(c) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合その他これに類する場合として市長が別に定める場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>i 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,000円</u> <u>ii 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 57,000円</u> <u>iii 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>(イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>100,000円</u> <u>iv 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 160,000円</u> <u>b 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準が適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</u> <u>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>110,000円</u> <u>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>150,000円</u> <u>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>240,000円</u> <u>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>310,000円</u> <u>vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>370,000円</u> <u>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの440,000円</u> <u>(b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</u> <u>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>290,000円</u> <u>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>370,000円</u> <u>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>530,000円</u> <u>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>650,000円</u> <u>vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	

改正後	改正前
<u>もの 770,000円</u> <u>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの870,000円</u> <u>床面積の合計の算定については、第197号の床面積の算定方法を準用する。</u> (269) 建築物省エネ法<u>第11条第2項又は第12条第3項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 1件につき 次に掲げる額を合算した額 ア 建築物省エネ法<u>第11条第1項又は第12条第2項</u>の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号において「判定済計画」という。）に係る建築物の部分について前号に規定する額に2分の1を乗じて得た額 イ 判定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について前号に規定する額 (270) 建築物省エネ法<u>第29条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法<u>第30条第1項各号</u>に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき <u>4,700円</u> (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 <u>a 住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円</u> <u>(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円</u> <u>(c) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 45,000円</u> <u>(d) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円</u> <u>(削除)</u>	<u>非住宅部分の床面積の合計の算定については、第197号の非住宅部分の床面積の算定方法を準用する。</u> (269) 建築物省エネ法<u>第12条第2項又は第13条第3項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 1件につき 次に掲げる額を合算した額 ア 建築物省エネ法<u>第12条第1項又は第13条第2項</u>の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号において「判定済計画」という。）に係る建築物の部分について前号に規定する額に2分の1を乗じて得た額 イ 判定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について前号に規定する額 (270) 建築物省エネ法<u>第34条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法<u>第35条第1項各号</u>に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき <u>4,900円</u> (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 <u>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 1戸 4,900円</u> <u>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</u> <u>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</u> <u>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</u> <u>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</u> <u>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</u> <u>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</u>

改正後	改正前
<u>(削除)</u> b 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円 (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円 (c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円 (d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,000円 (e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円 (f) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円 (g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円	(h) 201戸以上300戸以下 160,000円 (i) 301戸以上 170,000円 b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円 (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円 (c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円 (d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円 (e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円 (f) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円 (g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円 c 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円 (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円 (c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円 (d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円 (e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円 (f) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円 (g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円

改正後	改正前
イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が認定申請に係る申請書に添付されている場合(基準省令第13条第3項第1号に規定する共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量が計算されている場合を除く。) (ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 a 住宅部分 ア(イ) aに掲げる建築物の区分に応じア(イ) aに規定する額 (削除) b 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 (a) 基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円 ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 a 住宅部分 ア(イ) aに掲げる住戸の総数の区分に応じア(イ) aに規定する額 b 共用部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 (a) 基準省令第13条第3項第1号に規定する共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円 ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 140,000円 iii 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円 iv 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円 v 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円 vi 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円 vii 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円 (b) (a)以外の場合 ア(イ) bに掲げる建築物の区分に応じア(イ) bに規定する額 c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 (a) 基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円 ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

改正後	改正前
290,000円 iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円 iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円 v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円 vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円 vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円 (b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円 ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円 iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円 iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円 v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円 vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円 vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円 ウ ア又はイ以外の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 a 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額	290,000円 iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円 iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円 v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円 vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円 vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円 (b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円 ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円 iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円 iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円 v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円 vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円 vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円 ウ ア又はイ以外の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 a 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

改正後	改正前
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円 (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円 <u>b 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合</u> <u>次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</u> <u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円</u> <u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円</u> <u>c 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合</u> 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円 (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 (a) 基準省令第10条第2号イ(1) <u>及び</u>ロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる <u>建築物</u> の区分に応じ次に規定する額 <u>i 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円</u> <u>ii 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 120,000円</u> <u>iii 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 200,000円</u> <u>iv 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 280,000円</u> <u>(削除)</u>	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円 (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円 <u>(新設)</u> <u>b 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合</u> 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円 (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額 a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額 (a) 基準省令第10条第2号イ(1) <u>又は</u>ロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる <u>住戸</u> の総数の区分に応じ次に規定する額 <u>i 1戸 34,000円</u> <u>ii 2戸以上5戸以下 69,000円</u> <u>iii 6戸以上10戸以下 97,000円</u> <u>iv 11戸以上25戸以下 140,000円</u> <u>v 26戸以上50戸以下 200,000円</u> <u>vi 51戸以上100戸以下 280,000円</u> <u>vii 101戸以上200戸以下 380,000円</u> <u>viii 201戸以上300戸以下 500,000円</u> <u>ix 301戸以上 590,000円</u>

改正後	改正前
<u>(b)</u> 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 <u>i 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</u> <u>ii 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 86,000円</u> <u>iii 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 150,000円</u> <u>iv 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 220,000円</u>	<u>(新設)</u>
<u>(c)</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 <u>i 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,000円</u> <u>ii 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 57,000円</u> <u>iii 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円</u> <u>iv 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 160,000円</u> <u>(削除)</u>	<u>(b)</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額 <u>i 1戸 17,000円</u> <u>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</u> <u>iii 6戸以上10戸以下 47,000円</u> <u>iv 11戸以上25戸以下 68,000円</u> <u>v 26戸以上50戸以下 102,000円</u> <u>vi 51戸以上100戸以下 155,000円</u> <u>vii 101戸以上200戸以下 221,000円</u> <u>viii 201戸以上300戸以下 285,000円</u> <u>ix 301戸以上 325,000円</u>
<u>(削除)</u>	<u>b 共用部分 イ(イ) bに掲げる場合の区分に応じイ(イ) bに規定する額</u>

改正後	改正前
<u>b 非住宅部分 イ(イ) bに掲げる場合の区分に応じイ(イ) bに規定する額</u> (271) 建築物省エネ法<u>第30条第2項後段</u>の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法<u>第29条第1項</u>の規定に基づく認定申請に対する審査 1 件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第273号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額 (272) 建築物省エネ法<u>第31条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法<u>第30条第1項各号</u>に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 a 建築物省エネ法<u>第30条第1項</u>の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係るもの <u>2,350円</u> b 認定済計画に新たに追加されたもの <u>4,700円</u> (イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額 イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じア(ア)に規定する額 (イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額に2分	<u>c 非住宅部分 イ(イ) cに掲げる場合の区分に応じイ(イ) cに規定する額</u> (271) 建築物省エネ法<u>第35条第2項後段</u>の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法<u>第34条第1項</u>の規定に基づく認定申請に対する審査 1 件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第273号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額 (272) 建築物省エネ法<u>第36条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法<u>第35条第1項各号</u>に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 a 建築物省エネ法<u>第35条第1項</u>の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係るもの <u>2,450円</u> b 認定済計画に新たに追加されたもの <u>4,900円</u> (イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額 イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じア(ア)に規定する額 (イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額に2分

改正後	改正前
の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額 ウ ア又はイ以外の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 a 認定済計画に係るもの 第270号ウ(ア)に掲げる場合の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に新たに追加されたもの 第270号ウ(ア)に掲げる場合の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額 一の建築物ごとに1件とする。 (273) 建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査 1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額又は第199号に規定する額を加えた額 <u>(削除)</u>	の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額 ウ ア又はイ以外の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 a 認定済計画に係るもの 第270号ウ(ア)に掲げる場合の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に新たに追加されたもの 第270号ウ(ア)に掲げる場合の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額 一の建築物ごとに1件とする。 (273) 建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査 1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額又は第199号に規定する額を加えた額 <u>(274) 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合している旨の認定の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査</u> <u>ア 認定申請に係る建築物（以下この号において「申請建築物」という。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類、建築物省エネ法施行規則第25条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該</u>

改正後	改正前
	<u>認定申請に係る申請書に添付されている場合</u> <u>1 件につき 当該申請建築物の区分に応じ第270号アに規定する額</u> <u>イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</u> <u>1 件につき 当該申請建築物の区分に応じ第270号イに規定する額</u> <u>ウ ア又はイ以外の場合</u> <u>（ア） 一戸建ての住宅 1 件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額</u> <u>a 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ（1）に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 第270号ウ（ア）a に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ同号ウ（ア）a に規定する額</u> <u>b a 以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</u> <u>（a） 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</u> <u>（b） 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</u> <u>（イ）（ア）以外の建築物 1 件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</u> <u>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</u> <u>（a） 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ（1）に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 第270号ウ（イ）a（a）に掲げる住戸の総数の区分に応じ同号ウ（イ）a（a）に規定する額</u> <u>（b） （a）以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</u> <u>i 1 戸 17,000円</u> <u>ii 2 戸以上 5 戸以下 33,000円</u> <u>iii 6 戸以上10戸以下 48,000円</u> <u>iv 11戸以上25戸以下 71,000円</u> <u>v 26戸以上50戸以下 110,000円</u> <u>vi 51戸以上100戸以下 160,000円</u>

改正後	改正前
(274) 建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する建築物省エネ法施行規則第13条の規定に基づく書面の交付の申請に対する審査 1件につき 第268号に規定する額に2分の1を乗じて得た額 (275)～(293) 略 第5条 第2条第291号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。	vii 101戸以上200戸以下 230,000円 viii 201戸以上300戸以下 290,000円 ix 301戸以上 340,000円 b 共用部分 第270号ウ(イ) bに規定する額 c 非住宅部分 第270号ウ(イ) cに規定する額 (275) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく書面の交付の申請に対する審査 1件につき 第268号に規定する額に2分の1を乗じて得た額 (276)～(294) 略 第5条 第2条第292号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。

改正後	改正前
目次 第一章 (略) 第二章 基本方針等 (第三条―第九条) 第三章 建築主が講ずべき措置等 第一節 建築主の基準適合義務等 (第十条―第二十条) (削る) (削る) (削る) 第二節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置 (第二十一条―第二十三条) 第三節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置 (第二十四条―第二十六条) 第四章 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置 (第二十七条―第二十八条) 第五章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等 (第二十九条―第三十五条) (削る) 第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等	目次 第一章 (略) 第二章 基本方針等 (第三条―第十条) 第三章 建築主が講ずべき措置等 第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等 (第十一条―第十八条) 第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置 (第十九条―第二十二条) 第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等 (第二十三条―第二十六条) 第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明 (第二十七条) 第五節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置 (第二十八条―第三十条) 第六節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置 (第三十一条―第三十三条) 第三章の二 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置 (第三十三条の二・第三十三条の三) 第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等 (第三十四条―第四十条) 第五章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等 (第四十一条―第四十三条) 第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第三十六条―第五十二条）

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第五十三条―第五十九条）

第七章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第六十条―第六十四条）

第八章 雑則（第六十五条―第六十八条）

第九章 罰則（第六十九条―第七十六条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。）に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上等を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいい

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第四十四条―第六十条）

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第六十一条―第六十七条）

第六章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第六十七条の二―第六十七条の六）

第七章 雑則（第六十八条―第七十一条）

第八章 罰則（第七十二条―第七十九条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。）に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上等を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいい

、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（第六条第二項及び第二十九条第三項において「空気調和設備等」という。）において消費されるものに限る。）の量を基礎として評価される性能をいう。

三〇五（略）

2（略）

（基本方針）

第三条 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する基本的な方針（以下この条、第三十条第一項第二号及び第六十条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇三（略）

四 第六十条第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

五（略）

三〇六（略）

（建築主等及び建築士の努力）

第六条 建築主は、その建築（建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。）をしようとする建築物について、エネルギー消費性能の向上（建築物エネルギー消費性能基準（第二条第二項の条例で付加した事項を含む。次章第一節において同じ。）に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。）を図るよう努めなければならない。

2 建築主は、その修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。次項、第二十九条第一項及び第六十二条において同じ。）をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、そ

、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（第六条第二項及び第三十四条第三項において「空気調和設備等」という。）において消費されるものに限る。）の量を基礎として評価される性能をいう。

三〇五（略）

2（略）

（基本方針）

第三条 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する基本的な方針（以下この条、第三十五条第一項第二号及び第六十七条の二第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇三（略）

四 第六十七条の二第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

五（略）

三〇六（略）

（建築主等の努力）

第六条 建築主（次章第一節若しくは第二節又は附則第三条の規定が適用される者を除く。）は、その建築（建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。）をしようとする建築物について、建築物エネルギー消費性能基準（第二条第二項の条例で付加した事項を含む。第二十九条及び第三十二条第二項を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主は、その修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。第三十四条第一項及び第六十七条の四において同じ。）をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、そ

の所有し、管理し、又は占有する建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。

3 建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならない。

(削る)

(建築物に係る指導及び助言)

第七条 所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(建築物の設計等に係る指導及び助言)

第八条 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上のため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施工を行う事業者に対し、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

(建築材料に係る指導及び助言)

第九条 経済産業大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上のため特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対し、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示

所有し、管理し、又は占有する建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。

(新設)

第七条 削除

(建築物に係る指導及び助言)

第八条 所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物エネルギー消費性能基準を勘案して、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(建築物の設計等に係る指導及び助言)

第九条 国土交通大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施工を行う事業者に対し、建築物エネルギー消費性能基準を勘案して、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

(建築材料に係る指導及び助言)

第十条 経済産業大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対し、建築物エネルギー

について必要な指導及び助言をすることができる。

第三章 建築主が講ずべき措置等

第一節 建築主の基準適合義務等

(建築主の基準適合義務)

第十条 建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が小さいものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

2 前項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。ただし、同法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第六条第一項、第四項若しくは第七項若しくは第六条の二第一項、第四項若しくは第六項の規定又は同法第十八条第三項若しくは第十四項の規定の適用及び同法第七条の五に規定する同号に掲げる建築物の建築の工事をする場合における同法第七条第四項若しくは第五項、第七条の二第一項、第五項若しくは第七項、第七条の三第四項、第五項若しくは第七項若しくは第七条の四第一項、第三項若しくは第七項の規定又は同法第十八条第十七項、第十八項

「消費性能基準を勘案して、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。」

第三章 建築主が講ずべき措置等

第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等

(特定建築物の建築主の基準適合義務)

第十一条 建築主は、特定建築行為（特定建築物（居住のために継続的に使用する室その他の政令で定める建築物の部分（以下「住宅部分」という。）以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模以上である建築物をいう。以下同じ。）の新築若しくは増築若しくは改築（非住宅部分の増築又は改築の規模が政令で定める規模以上であるものに限り。）又は特定建築物以外の建築物の増築（非住宅部分の増築の規模が政令で定める規模以上であるものであつて、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限り。）をいう。以下同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物（非住宅部分に限り。）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

2 前項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

、第二十項、第二十一項若しくは第二十三項の規定の適用については、この限りでない。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第十一条 建築主は、前条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第一項及び第二項において「特定建築行為」という。）であつて、同法第六条第一項の規定による確認を要するもの（以下この条において「要確認特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして要確認特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

3
5 (略)

6 建築主は、第三項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第十二条 建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。第五項及び第六項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。

3
5 (略)

6 建築主は、第三項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費

性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）である場合においては、当該確認特定建築行為に係る建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をする建築主事又は指定確認検査機関（同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。第八項において同じ。）に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該要確認特定建築行為に係る建築物の計画（同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項及び第八項において同じ。）について同法第六条第七項又は第六条の二第四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

7 前項の場合において、要確認特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第六条第一項の規定による建築主事の確認に係るものであるときは、前項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、同条第四項の期間（同法第六項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の三日前までにしなければならない。

8 建築主事は、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が要確認特定建築行為（第一項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。）に係るものであるときは、建築主から第六項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をすることができる。

9
(略)

(国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例)

第十二条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村（以下この条及び次

性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）である場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をする建築主事又は指定確認検査機関（同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。第八項において同じ。）に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築行為に係る建築物の計画（同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項及び第八項において同じ。）について同法第六条第七項又は第六条の二第四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

7 建築主は、前項の場合において、特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第六条第一項の規定による建築主事の確認に係るものであるときは、同条第四項の期間（同法第六項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

8 建築主事は、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が特定建築行為に係るものであるときは、建築主から第六項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をすることができる。

9
(略)

(国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例)

第十三条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村（以下「国等」とい

条第二項において「国等」という。）の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第九項までの規定に定めるところによる。

2 国等の機関の長は、特定建築行為であつて、建築基準法第十八条第二項の規定による通知を要するもの（以下この条において「要通知特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。ただし、要通知特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものであるとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

3 国等の機関の長は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして要通知特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

4・5 (略)

6 所管行政庁は、第四項の場合において、第二項又は第三項の規定による通知の記載によつては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第四項の期間（前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

7 国等の機関の長は、第四項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書である場合においては、当該要通知特定建築行為に係る建築基準法第十八条第三項の規定による審査をする建築主事に、当該適

う。）の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第九項までの規定に定めるところによる。

2 国等の機関の長は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。

3 国等の機関の長は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。

4・5 (略)

6 所管行政庁は、第四項の場合において、第二項又は第三項の規定による通知の記載によつては当該建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第四項の期間（前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

7 国等の機関の長は、第四項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書である場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第十八条第三項の規定による審査をする建築主事に、当該適合判定

合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該要通知特定建築物に係る建築物の計画（同条第二項の規定による通知に係る建築物の計画をいう。第九項において同じ。）について同条第十四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

8 前項の場合において、同項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、建築基準法第十八条第三項の期間（同条第十三項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の三日前までにしなければならない。

9 建築主事は、建築基準法第十八条第三項の場合において、建築物の計画が要通知特定建築物（第一項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築物であるものを除く。）に係るものであるときは、当該通知をした国等の機関の長から第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同条第三項の確認済証を交付することができる。

（基準適合命令等）

第十三条 所管行政庁は、第十条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国等の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、当該建築物が第十条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施）

第十四条 所管行政庁は、第三十六条から第三十九条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に、第十一条第一項及び第二

通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築物に係る建築物の計画（同条第二項の規定による通知に係る建築物の計画をいう。第九項において同じ。）について同条第十四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

8 国等の機関の長は、前項の場合において、建築基準法第十八条第三項の期間（同条第十三項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

9 建築主事は、建築基準法第十八条第三項の場合において、建築物の計画が特定建築物に係るものであるときは、当該通知をした国等の機関の長から第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同条第三項の確認済証を交付することができる。

（特定建築物に係る基準適合命令等）

第十四条 所管行政庁は、第十一条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国等の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、当該建築物が第十一条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施等）

第十五条 所管行政庁は、第四十四条から第四十七条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に、第十二条第一項及び第二

項並びに第十二条第二項及び第三項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合における第十一条第一項から第五項まで及び第十二条第二項から第六項までの規定の適用については、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは、「第十四条第一項の登録を受けた者」と、第十一条第二項及び第十二条第三項中「同項ただし書」とあるのは「前項ただし書」とする。

(削る)

(削る)

項並びに第十三条第二項及び第三項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合における第十二条第一項から第五項まで及び第十三条第二項から第六項までの規定の適用については、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは、「第十五条第一項の登録を受けた者」とする。

3

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が政令で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下同じ。）の提出又は第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に送付しなければならない。

(住宅部分に係る指示等)

第十六条 所管行政庁は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は前条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合において、当該建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その工事の着手の日の前日までの間に限り、その提出者（同項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者）に対し、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由が

(報告、検査等)

第十五条 所管行政庁は、第十三条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、第十条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)

(削る)

なくしてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 所管行政庁は、第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知又は前条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合において、当該建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国等の機関の長に対し、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めることができる。

(特定建築物に係る報告、検査等)

第十七条 所管行政庁は、第十四条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)

(適用除外)

第十八条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、適用しない。

一 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

(削る)

(削る)

- 二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物
- 三 仮設の建築物であつて政令で定めるもの

第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に
関するその他の措置

(建築物の建築に関する届出等)

第十九条 建築主は、次に掲げる行為をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

一 特定建築物以外の建築物であつてエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のものの新築

二 建築物の増築又は改築であつてエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの（特定建築行為に該当するものを除く。）

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(削る)

4| 建築主は、第一項の規定による届出に併せて、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査であつて第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第二項中「二十一日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

(国等に対する特例)

第二十條 国等の機関の長が行う前条第一項各号に掲げる行為については、同条の規定は、適用しない。この場合においては、次項及び第三項の規定に定めるところによる。

2| 国等の機関の長は、前条第一項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に通知しなければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

3| 所管行政庁は、前項の規定による通知があつた場合において、その通知に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要限度において、当該国等の機関の長に対し、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めることができる。

(建築物に係る報告、検査等)

第二十一條 所管行政庁は、第十九条第二項及び第三項並びに前条第三項の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、

(削る)

(削る)

(削る)

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定)

第十六条 建築主は、第十条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築をしようとする場合において、当該建築物が特殊の構造又は設備を用いるため建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものであるときは、国土交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

4 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた建築物の建築が行われる場所を管轄する所管行政庁に通知するものとする。

(審査のための評価)

建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
2 第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(適用除外)

第二十二条 この節の規定は、第十八条各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定)

第二十三条 国土交通大臣は、建築主の申請により、特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

(新設)

3 国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた建築物の建築が行われる場所を管轄する所管行政庁に通知するものとする。

(審査のための評価)

第十七条 国土交通大臣は、前条第三項の認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価（以下「評価」という。）であつて、第五十三条から第五十五条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」という。）が行うものに基づきこれを行うものとする。

2 前条第一項の規定による申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第二項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同条第三項の認定のための審査を行うものとする。

（認定を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物に関する特例）

第十八条 第十六条第三項の認定を受けた建築物は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとみなす。

2 第十六条第一項の特殊の構造又は設備を用いて建築物の建築をしようとする者が当該建築物について同条第三項の認定を受けたときは、当該建築物の建築のうち第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

（削る）

（手数料）

第二十四条 国土交通大臣は、前条第一項の認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価（第二十七条を除き、以下単に「評価」という。）であつて、第六十一条から第六十三条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」という。）が行うものに基づきこれを行うものとする。

2 前条第一項の申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第二項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同条第一項の認定のための審査を行うものとする。

（認定を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物に関する特例）

第二十五条 （新設）

特殊の構造又は設備を用いて建築物の建築をしようとする者が当該建築物について第二十三条第一項の認定を受けたときは、当該建築物の建築のうち第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

2 特殊の構造又は設備を用いて建築物の建築をしようとする者が当該建築物について第二十三条第一項の認定を受けたときは、当該建築物の建築のうち第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（手数料）

第十九条 第十六条第一項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(適用除外)

第二十条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物
- 二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物
- 三 仮設の建築物であつて政令で定めるもの

(削る)

(削る)

第二十六条 第二十三条第一項の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(新設)

第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明

第二十七条 建築士は、小規模建築物（特定建築物及び第十九条第一項第一号に規定する建築物以外の建築物（第十八条各号のいずれかに該当するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の建築（特定建築行為又は第十九条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの及びエネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。次項において同じ。）に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより当該小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、当該評価の結果（当該小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合にあつては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置を含む。）について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交

第二節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置

(特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力)

第二十一条 特定一戸建て住宅建築主（自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その一年間に新築する当該規格に基づく一戸建ての住宅（以下この項及び次条第一項において「分譲型一戸建て規格住宅」という。）の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、第六条第一項及び第二項に定めるもののほか、その新築する分譲型一戸建て規格住宅を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

2 特定共同住宅等建築主（自らが定めた共同住宅等（共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第二十四条第二項において同じ。）の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その一年間に新築する当該規格に基づく共同住宅等（以下この項及び次条第一項において「分譲型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、第六条第一項及び第二項に定めるもののほか、その新築する分譲型規格共同住宅等を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第二十二條 (略)

(特定一戸建て住宅建築主等に対する勧告及び命令等)

付して説明しなければならない。

2 前項の規定は、小規模建築物の建築に係る設計の委託をした建築主から同項の規定による評価及び説明を要しない旨の意思の表明があつた場合については、適用しない。

第五節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置

(特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力)

第二十八条 特定一戸建て住宅建築主（自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その一年間に新築する当該規格に基づく一戸建ての住宅（以下この項及び次条第一項において「分譲型一戸建て規格住宅」という。）の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、第六条に定めるもののほか、その新築する分譲型一戸建て規格住宅を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

2 特定共同住宅等建築主（自らが定めた共同住宅等（共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第三十一条第二項において同じ。）の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その一年間に新築する当該規格に基づく共同住宅等（以下この項及び次条第一項において「分譲型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、第六条に定めるもののほか、その新築する分譲型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第二十九條 (略)

(特定一戸建て住宅建築主等に対する勧告及び命令等)

第二十三条 (略)

2～4 (略)

5 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置

第二十四条・第二十五条 (略)

(特定一戸建て住宅建設工事業者等に対する勧告及び命令等)

第二十六条 (略)

2～4 (略)

5 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四章 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

第二十七条 (略)

(販売事業者等に対する勧告及び命令等)

第二十八条 (略)

2～4 (略)

5 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

第二十九条 (略)

第三十条 (略)

2～4 (略)

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置

第三十一条・第三十二条 (略)

(特定一戸建て住宅建設工事業者等に対する勧告及び命令等)

第三十三条 (略)

2～4 (略)

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三章の一 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

第三十三条の二 (略)

(販売事業者等に対する勧告及び命令等)

第三十三条の三 (略)

2～4 (略)

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

第三十四条 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

第三十条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準(建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第四号及び第三十五条第一項において同じ。)に適合するものであること。

二 四 (略)

2 7 (略)

8 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等をする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等のうち、第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があつた場合及び第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十一条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

(削る)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)

第三十一条 前条第一項の認定を受けた者(次条から第三十四条までに

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

第三十五条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準(建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第四号及び第四十条第一項において同じ。)に適合するものであること。

二 四 (略)

2 7 (略)

8 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等をする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があつた場合及び第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十二条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

9 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等をする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等のうち、第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十九条第一項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)

第三十六条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という

において「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 (略)

(認定建築主に対する報告の徴収)

第三十二条 所管行政庁は、認定建築主に対し、第三十条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条及び第三十五条において「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めることができる。

第三十三条 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し)

第三十四条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第三十条第一項の認定を取り消すことができる。

例) (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特

第三十五条 (略)

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。

(削る)

。) は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 (略)

(認定建築主に対する報告の徴収)

第三十七条 所管行政庁は、認定建築主に対し、第三十五条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めることができる。

第三十八条 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し)

第三十九条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第三十五条第一項の認定を取り消すことができる。

例) (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特

第四十条 (略)

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。

第五章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(削る)

(削る)

(削る)

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定)

第四十一条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）の敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第四十二条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなつたと認めるときは、前条第二項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第四十三条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、第四十一条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定

第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(登録)

第三十六条 第十四条第一項の登録（以下この節において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 三 (略)

四 第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五・六 (略)

(登録基準等)

第三十八条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第四十二条の適合性判定員が建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。

イ 次の(1)から(6)までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める数（その数が二未満であるときは、二）以上であること。

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満の建築物 建築物エネ

による立入検査について準用する。

第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(登録)

第四十四条 第十五条第一項の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 三 (略)

四 第六十条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五・六 (略)

(登録基準等)

第四十六条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第五十条の適合性判定員が建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。

イ 次の(1)から(5)までに掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める数（その数が二未満であるときは、二）以上であること。

(新設)

ルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を八百二十で除した数

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を六百二十で除した数

(3) 床面積の合計が千平方メートル以上二平方メートル未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を四百二十で除した数

(4) 床面積の合計が二平方メートル以上一平方メートル未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を三百五十で除した数

(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上五平方メートル未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を二百五十で除した数

(6) 床面積の合計が五平方メートル以上の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を百二十で除した数

ロ イ(1)から(6)までに掲げる建築物の区分の二以上にわたる建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合にあつては、第四十二条の適合性判定員の総数が、それらの区分に応じそれぞれイ(1)から(6)までに定める数を合計した数(その数が二未満であるときは、二)以上であること。

二 登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者(以下この号及び第五十五条第一項第二号において「建築物関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築物関連事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第五十五条第一項第二号

(1) 床面積の合計が千平方メートル未満の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を六百二十で除した数

(2) 床面積の合計が千平方メートル以上二平方メートル未満の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を四百二十で除した数

(3) 床面積の合計が二平方メートル以上一平方メートル未満の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を三百五十で除した数

(4) 床面積の合計が一万平方メートル以上五平方メートル未満の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を二百五十で除した数

(5) 床面積の合計が五平方メートル以上の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を百二十で除した数

ロ イ(1)から(5)までに掲げる特定建築物の区分の二以上にわたる特定建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合にあつては、第五十条の適合性判定員の総数が、それらの区分に応じそれぞれイ(1)から(5)までに定める数を合計した数(その数が二未満であるときは、二)以上であること。

二 登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者(以下この号及び第六十三条第一項第二号において「建築物関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築物関連事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第六十三条第一項第二号

イにおいて同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第五十五条第一項第二号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ (略)

三・四 (略)

2 登録は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 三 (略)

四 第四十二条の適合性判定員の氏名
五 (略)

第三十九条 (略)

(登録の更新)

第四十条 (略)

2 第三十六条から第三十八条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(承継)

第四十一条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。）は、合併後存続する法人若しくは合併により設立

イにおいて同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第六十三条第一項第二号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ (略)

三・四 (略)

2 登録は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 三 (略)

四 第五十条の適合性判定員の氏名
五 (略)

第四十七条 (略)

(登録の更新)

第四十八条 (略)

2 第四十四条から第四十六条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(承継)

第四十九条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。）は、合併後存続する法人若しくは合併により設立

した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第三十七条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (略)

第四十二条～第四十四条 (略)

(判定業務規程)

第四十五条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務に関する規程（以下「判定業務規程」という。）を定め、判定の業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 (略)

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定業務規程を変更するときは、当該変更に係る判定の業務の開始の日までに、変更後の判定業務規程を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定による届出のあった判定業務規程が、この節の規定に従って判定の業務を公正かつ適確に実施する上で不適當であり、又は不適當となつたと認めるときは、その判定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十六条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の

した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第四十五条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (略)

第五十条～第五十二条 (略)

(判定業務規程)

第五十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務に関する規程（以下「判定業務規程」という。）を定め、判定の業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(新設)

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出のあった判定業務規程が、この節の規定に従って判定の業務を公正かつ適確に実施する上で不適當であり、又は不適當となつたと認めるときは、その判定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の

用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第一号及び第三号並びに第七十六條第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

第四十七條 (略)

(適合命令)

第四十八條 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が第三十八條第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十九條 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が第四十四條の規定に違反していると認めるときは、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し、判定の業務を行うべきこと又は判定の業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告、検査等)

第五十條 (略)

2 第十五條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(判定の業務の休廃止等)

第五十一條 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければなら

用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十九條第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

第五十五條 (略)

(適合命令)

第五十六條 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が第四十六條第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十七條 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が第五十二條の規定に違反していると認めるときは、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し、判定の業務を行うべきこと又は判定の業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告、検査等)

第五十八條 (略)

2 第十七條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(判定の業務の休廃止等)

第五十九條 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出

ない。

2・3 (略)

(登録の取消し等)

第五十二条 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が第三十七条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて判定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十九条第二項、第四十一条第二項、第四十六条第一項、第四十七条又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第四十五条第一項又は第三項の規定による届出のあった判定業務規程によらないで判定の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第四十六条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第四十五条第四項、第四十八条又は第四十九条の規定による命令に違反したとき。

五・六 (略)

3 (略)

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

(登録)

第五十三条 第十七条第一項の登録(以下この節において「登録」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、第十六条第三項の認定のための審査に必要な評価の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 第三十九条第一項及び第四十条の規定は登録について、第三十九条第二項及び第三項、第四十一条並びに第四十三条から第五十一条まで

なければならない。

2・3 (略)

(登録の取消し等)

第六十条 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が第四十五条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて判定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十七条第二項、第四十九条第二項、第五十四条第一項、第五十五条又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第五十三条第一項の規定による届出のあった判定業務規程によらないで判定の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第五十四条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第五十三条第三項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令に違反したとき。

五・六 (略)

3 (略)

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

(登録)

第六十一条 第二十四条第一項の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、第二十三条第一項の認定のための審査に必要な評価の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 第四十七条第一項及び第四十八条の規定は登録について、第四十七条第二項及び第三項、第四十九条並びに第五十一条から第五十九条ま

の規定は登録建築物エネルギー消費性能評価機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第五十五条第二項第二号
第四十条第二項	第三十六条から第三十八条まで	第五十三条第一項、第五十四条及び第五十五条
第四十一条第一項ただし書	第三十七条各号	第五十四条各号
第四十三条	適合性判定員	第五十六条の評価員
第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条第一項及び第二項	判定の業務	評価の業務
第四十五条	判定業務規程	評価業務規程
第四十八条	第三十八条第一項各号	第五十五条第一項各号

(欠格条項)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 第三十七条第一号から第三号までに掲げる者
- 二 第五十七条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三・四 (略)

の規定は登録建築物エネルギー消費性能評価機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十七条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第六十三条第二項第二号
第四十八条第二項	第四十四条から第四十六条まで	第六十一条第一項、第六十二条及び第六十三条
第四十九条第一項ただし書	第四十五条各号	第六十二条各号
第五十一条	適合性判定員	第六十四条の評価員
第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第一項及び第二項	判定の業務	評価の業務
第五十三条	判定業務規程	評価業務規程
第五十六条	第四十六条第一項各号	第六十一条第一項各号

(欠格条項)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 第四十五条第一号から第三号までに掲げる者
- 二 第六十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三・四 (略)

第五十五条・第五十六条 (略)

(登録の取消し等)

第五十七条 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が第五十四条第一号、第三号又は第四号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十三条第二項において準用する第三十九条第二項、第四十一条第二項、第四十六条第一項、第四十七条又は第五十一条第一項の規定に違反したとき。

二 第五十三条第二項において読み替えて準用する第四十五条第一項又は第三項の規定による届出のあった評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第五十三条第二項において準用する第四十六条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第五十三条第二項において準用する第四十五条第四項、第四十八条又は第四十九条の規定による命令に違反したとき。

五・六 (略)

3 第五十二条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による評価の業務の停止について準用する。

(国土交通大臣による評価の実施)

第五十八条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、評価の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 (略)

二 第五十三条第二項において読み替えて準用する第五十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関から評価の業

第六十三条・第六十四条 (略)

(登録の取消し等)

第六十五条 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が第六十二条第一号、第三号又は第四号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十一条第二項において準用する第四十七条第二項、第四十九条第二項、第五十四条第一項、第五十五条又は第五十九条第一項の規定に違反したとき。

二 第六十一条第二項において読み替えて準用する第五十三条第一項の規定による届出のあった評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第六十一条第二項において準用する第五十四条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第六十一条第二項において準用する第五十三条第三項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令に違反したとき。

五・六 (略)

3 第六十条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による評価の業務の停止について準用する。

(国土交通大臣による評価の実施)

第六十六条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、評価の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 (略)

二 第六十一条第二項において読み替えて準用する第五十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関から評価の業

務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき。

三・四 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定により評価の業務を行い、又は同項の規定により行っている評価の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 (略)

第五十九条 (略)

第七章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域)

第六十条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域であつて、建築物への再生可能エネルギー利用設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他の再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備として国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の設置の促進を図ることが必要であると認められるもの（以下「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という。）について、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下この条、次条及び第六十四条において「促進計画」という。）を作成することができる。

2 促進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について建築基準法第五十二条第二十四項、第五十三条第五項、第五十五条第三項又は第五十八条第二

務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき。

三・四 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定により評価の業務を行い、又は同項の規定により行っている評価の業務を行わないことしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 (略)

第六十七条 (略)

第六章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域)

第六十七条の二 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域であつて、建築物への再生可能エネルギー利用設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他の再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備として国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の設置の促進を図ることが必要であると認められるもの（以下「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という。）について、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下この条、次条及び第六十七条の六において「促進計画」という。）を作成することができる。

2 促進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について建築基準法第五十二条第二十四項、第五十三条第五項、第五十五条第三項又は第五十八条第二

項の規定（第五項及び第六十四条において「特例対象規定」という。）の適用を受けるための要件に関する事項

3ゝ7 （略）

（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等への支援）

第六十一条 促進計画を作成した市町村（第六十三条第一項において「計画作成市町村」という。）は、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置を促進するため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第六十二条・第六十三条 （略）

（建築基準法の特例）

第六十四条 促進計画が第六十条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に対する特例対象規定の適用については、建築基準法第五十二条第十四項第三号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は同法第六十条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する促進計画に定められた同条第二項第三号に掲げる事項（次条第五項第四号、第五十五条第三項及び第五十八条第二項において「特例適用要件」という。）に適合する建築物」と、同法第五十三条第五項第四号、第五十五条第三項及び第五十八条第二項中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は特例適用要件に適合する建築物」とする。

第八章 雑則

項の規定（第五項及び第六十七条の六において「特例対象規定」という。）の適用を受けるための要件に関する事項

3ゝ7 （略）

（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等への支援）

第六十七条の三 促進計画を作成した市町村（第六十七条の五第一項において「計画作成市町村」という。）は、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置を促進するため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第六十七条の四・第六十七条の五 （略）

（建築基準法の特例）

第六十七条の六 促進計画が第六十七条の二第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に対する特例対象規定の適用については、建築基準法第五十二条第十四項第三号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は同法第六十七条の二第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する促進計画に定められた同条第二項第三号に掲げる事項（次条第五項第四号、第五十五条第三項及び第五十八条第二項において「特例適用要件」という。）に適合する建築物」と、同法第五十三条第五項第四号、第五十五条第三項及び第五十八条第二項中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は特例適用要件に適合する建築物」とする。

第七章 雑則

第六十五条～第六十八条 (略)

第九章 罰則

第六十九条 第四十三条(第五十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第五十二條第二項又は第五十七條第二項の規定による判定の業務又は評価の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十条 第十三条第一項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三百万円以下の罰金に処する。

第七十一条 第二十三条第三項、第二十六条第三項又は第二十八条第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項、第二十三条第四項、第二十六条第四項若しくは第二十八条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(削る)

二 第五十条第一項(第五十三条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十条第一項の規定による検査を拒み、妨

第六十八条～第七十一条 (略)

第八章 罰則

第七十二条 第五十一条(第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第六十条第二項又は第六十五条第二項の規定による判定の業務又は評価の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十三条 第十四条第一項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三百万円以下の罰金に処する。

第七十四条 第十六条第二項、第十九条第三項、第三十条第三項、第三十三条第三項又は第三十三条の三第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項、第二十一条第一項、第三十条第四項、第三十三条第四項、第三十三条の三第四項若しくは第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第十九条第一項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項各号に掲げる行為をしたとき。

三 第五十八条第一項(第六十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十八条第一項の規定による検査を拒み

げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(削る)

一 第四十七条第一項(第五十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第四十七条第二項(第五十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

三 第五十一条第一項(第五十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

第七十四条 第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十九条第二項又は第七十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十一条第二項(第五十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十六条第一項(第五十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な

、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条第四項の規定に違反して、表示を付したとき。

二 第五十五条第一項(第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第五十五条第二項(第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

四 第五十九条第一項(第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

第七十七条 第三十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十二条第二項又は第七十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十九条第二項(第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十四条第一項(第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な

理由がないのに第四十六條第二項各号（第五十三條第二項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者

附則

第二條から第四條まで 削除

理由がないのに第五十四條第二項各号（第六十一條第二項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者

附則

（経過措置）

2 | 第二條 第三章第一節の規定は、前條第二号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に建築基準法第六條第一項若しくは第六條の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八條第二項の規定による通知がされた特定建築物について適用する。

2 | 第三章第二節の規定は、一部施行日から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手する第十九條第一項各号に掲げる行為について適用する。

第三條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に存する建築物について行う特定増改築（特定建築行為に該当する増築又は改築のうち、当該増築又は改築に係る部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計の当該増築又は改築後の特定建築物（非住宅部分に限る。）の延べ面積に対する割合が政令で定める範囲内であるものをいう。以下この条において同じ。）については、当分の間、第三章第一節の規定は、適用しない。

2 | 建築主は、前項の特定増改築（一部施行日から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手するものに限る。）をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

3 | 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特

定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4| 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5| 建築主は、第二項の規定による届出に併せて、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査であつて第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第三項中「二十一日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

6| 特殊の構造又は設備を用いて第一項の建築物の特定増改築をしようとする者が当該建築物について第二十三条第一項の認定を受けたときは、当該特定増改築のうち第二項の規定による届出をしなければならぬものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

7| 国等の機関の長が行う第一項の特定増改築については、第二項から前項までの規定は、適用しない。この場合においては、次項及び第九項の規定に定めるところによる。

8| 国等の機関の長は、第一項の特定増改築をしようとするときは、あらかじめ、当該特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に通知しなければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

9| 所管行政庁は、前項の規定による通知があつた場合において、その

通知に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国等の機関の長に対し、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めることができる。

10 所管行政庁は、第三項、第四項及び前項の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

11 第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

12 第二項から前項までの規定は、第十八条各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

13 第四項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

14 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二項（第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、特定増改築をした者

二 第十項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

15 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の刑を科する。

（準備行為）

第四条 第十五条第一項又は第二十四条第一項の登録を受けようとする

	者は、一部施行日前においても、その申請を行うことができる。第四十八条第一項（第五十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定業務規程又は評価業務規程の届出についても、同様とする。
--	--

改正後	(用語の定義) 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 七 (略) 七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口及び第二十六条第二項第二号において同じ。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 八・九 (略) 九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。 イ その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分(以下「特定主要構造部」という。)が、(1)又は(2)のいずれかに該当すること。 (1) (略) (2) 次に掲げる性能(外壁以外の特定主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。)に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。 (i)・(ii) (略) ロ (略) 九の三 十六 (略) 十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定(同法第二十条の二第二項に規定する構造
改正前	(用語の定義) 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 七 (略) 七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口において同じ。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 八・九 (略) 九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。 イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。 (1) (略) (2) 次に掲げる性能(外壁以外の主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。)に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。 (i)・(ii) (略) ロ (略) 九の三 十六 (略) 十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定(同法第二十条の二第二項に規定する構造

関係規定をいう。以下同じ。）又は設備関係規定（同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の六第三項及び同号において同じ。）を含むものとする。

十八～三十五 （略）

（建築物の設計及び工事監理）

第五条の六 （略）

2 建築士法第二条第七項に規定する構造設計図書による同法第二十条の二第一項の建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計（同法第二条第七項に規定する構造設計をいう。以下同じ。）又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

3～5 （略）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号又は第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。））その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並

関係規定をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備関係規定（同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）を含むものとする。

十八～三十五 （略）

（建築物の設計及び工事監理）

第五条の六 （略）

2 建築士法第二条第七項に規定する構造設計図書による同法第二十条の二第一項の建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計（同法第二条第七項に規定する構造設計をいう。以下この項及び次条第三項第二号において同じ。）又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

3～5 （略）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。））その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並

びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号又は第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 (略)

二 前号に掲げる建築物を除くほか、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物

(削る)

三 前二号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2・3 (略)

4 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合には、同項第一号又は第二号に係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第三号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 (略)

二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの

三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2・3 (略)

4 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合には、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

5 (略)

6 建築主事は、第四項の場合（申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項本文に規定する特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるもの）によつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第四項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

7 9 (略)

(構造計算適合性判定)

第六条の三 建築主は、第六条第一項の場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第一項第二号若しくは第三号に定める基準（同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。）又は第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について第八十六条の七第一項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。）に適合するかどうかの確認審査（第六条第四項に規定する審査又は前条第一項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。）を要するものであるときは、構造計算適合性判定（当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構

5 (略)

6 建築主事は、第四項の場合（申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるもの）によつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第四項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

7 9 (略)

(構造計算適合性判定)

第六条の三 建築主は、第六条第一項の場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第一項第二号若しくは第三号に定める基準（同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。）又は第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について第八十六条の七第一項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。）に適合するかどうかの確認審査（第六条第四項に規定する審査又は前条第一項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。）を要するものであるときは、構造計算適合性判定（当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構

造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る確認審査が次の各号に掲げる確認審査である場合において、当該確認審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として当該各号に掲げる確認審査の区分に応じて国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事とするとき又は前条第一項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第七十七条の二十四第一項の確認検査員にさせるときは、この限りでない。

一 当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分であつて確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの確認審査

二 当該建築物の計画（第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査（前号に掲げる確認審査に該当するものを除く。）

2
2
9
（略）

（建築物の建築に関する確認の特例）

第六条の四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修

造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）又は特定増改築構造計算基準（確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）に適合するかどうかを、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が第六条第四項に規定する審査をする場合又は前条第一項の規定による指定を受けた者が当該国土交通省令で定める要件を備える者である第七十七条の二十四第一項の確認検査員に前条第一項の規定による確認のための審査をさせる場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

2
2
9
（略）

（建築物の建築に関する確認の特例）

第六条の四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修

繕若しくは大規模の模様替又は第三号に掲げる建築物の建築に対する第六条及び第六条の二の規定の適用については、第六条第一項中「政令で定めるものをいう。以下同じ」とあるのは、「政令で定めるものをいい、建築基準法令の規定のうち政令で定める規定を除く。以下この条及び次条において同じ」とする。

一・二 (略)

三 第六条第一項第三号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの
(略)

(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)

第七条の六 第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第十八条第二十四項及び第九十条の三において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第七条第五項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一・三 (略)

2・4 (略)

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)

第十八条 (略)

繕若しくは大規模の模様替又は第三号に掲げる建築物の建築に対する第六条及び第六条の二の規定の適用については、第六条第一項中「政令で定めるものをいう。以下同じ」とあるのは、「政令で定めるものをいい、建築基準法令の規定のうち政令で定める規定を除く。以下この条及び次条において同じ」とする。

一・二 (略)

三 第六条第一項第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの
(略)

(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)

第七条の六 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第十八条第二十四項及び第九十条の三において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第七条第五項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一・三 (略)

2・4 (略)

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 国の機関の長等は、第二項の場合において、同項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの前項に規定する審査（以下この項及び次項において「審査」という。）を要するものであるときは、当該建築物の計画を都道府県知事に通知し、構造計算適合性判定を求めなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る審査が次の各号に掲げる審査である場合において、当該審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として当該各号に掲げる審査の区分に応じて国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事がするときは、この限りでない。

一 当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分であつて審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの審査

二 当該建築物の計画（第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（前号に掲げる審査に該当するものを除く。）

5 都道府県知事は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて当該都道府県に置かれた建築主事が審査をするときは、当該建築主事を当該通知に係る構造計算適合性判定に関する事務に従事させては

2・3 (略)

4 国の機関の長等は、第二項の場合において、同項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの前項に規定する審査を要するものであるときは、当該建築物の計画を都道府県知事に通知し、構造計算適合性判定を求めなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分のうち前項に規定する審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）又は特定増改築構造計算基準（同項に規定する審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）に適合するかどうかを第六条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が前項に規定する審査をする場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

5 都道府県知事は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて当該都道府県に置かれた建築主事が第三項に規定する審査をするときは、当該建築主事を当該通知に係る構造計算適合性判定に関する事

ならない。

6
23 (略)

24 第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第十八項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 三 (略)

(構造耐力)

第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 高さが六十メートル以下の建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が四以上であるもの又は高さが十六メートルを超えるものに限る。）又は木造以外の建築物（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ・ロ (略)

三 高さが六十メートル以下の建築物（前号に掲げる建築物を除く。）

務に従事させてはならない。

6
23 (略)

24 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第十八項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 三 (略)

(構造耐力)

第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号に掲げる建築物（高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ・ロ (略)

三 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号又

）のうち、第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（木造の建築物にあつては、地階を除く階数が三以上であるもの又は延べ面積が三百平方メートルを超えるものに限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ・ロ （略）

四 （略）

2 （略）

（大規模の建築物の主要構造部等）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、その特定主要構造部を通常火災終了時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火の措置により終了するまでに通常要する時間をいう。）が経過するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために特定主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、その周囲に延焼防止上有効な空地で政令で定める技術的基準に適合するものを有する建築物については、この限りでない。

一・三 （略）

2 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の前項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、その壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備を通常の火災時における火熱が当該建築物の周囲に防火上有害な影響を及ぼすことを防止するためにこれらに必要とされる性能

は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ・ロ （略）

四 （略）

2 （略）

（大規模の建築物の主要構造部等）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、その主要構造部を通常火災終了時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火の措置により終了するまでに通常要する時間をいう。）が経過するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、その周囲に延焼防止上有効な空地で政令で定める技術的基準に適合するものを有する建築物については、この限りでない。

一・三 （略）

2 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の前項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(削る)

(削る)

3 前二項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(外壁)

第二十三条 前条第一項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の第二十一条第一項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（第二十五条及び第六十一条第一項において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を發揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に關して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(防火壁等)

第二十六条 延べ面積が千平方メートルを超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によつて有効に区画し、かつ、各区画にお

一 第二条第九号の二イに掲げる基準に適合するものであること。

二 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備（以下この号において「壁等」という。）のうち、通常の火災による延焼を防止するために当該壁等に必要とされる性能に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものによつて有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ三千平方メートル以内としたものであること。

(新設)

(外壁)

第二十三条 前条第一項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の第二十一条第一項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（第二十五条及び第六十一条において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を發揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に關して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(防火壁等)

第二十六条 延べ面積が千平方メートルを超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によつて有効に区画し、かつ、各区画の床

ける床面積の合計をそれぞれ千平方メートル以内としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 三 (略)

2 防火上有効な構造の防火壁又は防火床によつて他の部分と有効に区

画されている部分（以下この項において「特定部分」という。）を有する建築物であつて、当該建築物の特定部分が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該特定部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に第二条第九号の二に規定する防火設備を有するものに係る前項の規定の適用については、当該建築物の特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなし、かつ、当該特定部分を同項第一号に該当する建築物とみなす。

一 当該特定部分の特定主要構造部が耐火構造であるもの又は第二条第九号の二イ②に規定する性能と同等の性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの

二 当該特定部分の主要構造部が準耐火構造であるもの又はこれと同等の準耐火性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの（前号に該当するものを除く。）

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その特定主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために特定主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの

面積の合計をそれぞれ千平方メートル以内としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 三 (略)

（新設）

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土

又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

一、四（略）

2・3（略）

4 前三項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

（市町村の条例による制限の緩和）

第四十一条 第六条第一項第三号の区域外においては、市町村は、土地の状況により必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、区域を限り、第十九条、第二十一条、第二十八条、第二十九条及び第三十六条の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。ただし、第六条第一項第一号に掲げる建築物及び同項第二号に掲げる建築物（木造以外の建築物に限る。）については、この限りでない。

（容積率）

第五十二条（略）

2・13（略）

14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第一項から第九項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとしてすることができる。

一・二（略）

三 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上）に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第五項第四号において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面

交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

一、四（略）

2・3（略）

（新設）

（市町村の条例による制限の緩和）

第四十一条 第六条第一項第四号の区域外においては、市町村は、土地の状況により必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、区域を限り、第十九条、第二十一条、第二十八条、第二十九条及び第三十六条の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。ただし、第六条第一項第一号及び第三号の建築物については、この限りでない。

（容積率）

第五十二条（略）

2・13（略）

14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第一項から第九項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとしてすることができる。

一・二（略）

三 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上）に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第五項第四号において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面

面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの

15
(略)

(防火地域及び準防火地域内の建築物)

第六十一条 (略)

2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第六十八条の九 第六条第一項第三号の規定に基づき、都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内においては、地方公共団体は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、適正かつ合理的な土地利用を図るため必要と認めるときは、政令で定める基準に従い、条例で、建築物又はその敷地と道路との関係、建築物の容積率、建築物の高さその他の建築物の敷地又は構造に関して必要な制限を定めることができる。

2
(略)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第八十六条の七 第三条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条、第八十七条及び第八十七条の二において同じ。)の規定により第二十條、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条の二(同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。)、第三十條、第三十四條第二項、第三十五条(同条の階段、出入口その他の避難施設及び排煙設備に関する技術的基準のうち政令で定めるもの(次項及び第八十七条第四項において「階段等に関する技術的基準」という。))並びに第三十五条の敷地内の避難上及び消火上必要な通路に関する

する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの

15
(略)

(防火地域及び準防火地域内の建築物)

第六十一条 (略)

(新設)

第六十八条の九 第六条第一項第四号の規定に基づき、都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内においては、地方公共団体は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、適正かつ合理的な土地利用を図るため必要と認めるときは、政令で定める基準に従い、条例で、建築物又はその敷地と道路との関係、建築物の容積率、建築物の高さその他の建築物の敷地又は構造に関して必要な制限を定めることができる。

2
(略)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第八十六条の七 第三条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条、第八十七条及び第八十七条の二において同じ。)の規定により第二十條、第二十六條、第二十七條、第二十八條の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第三十條、第三十四條第二項、第四十七條、第四十八條第一項から第十四項まで、第五十一條、第五十二條第一項、第二項若しくは第七項、第五十三條第一項若しくは第二項、第五十四條第一項、第五十五條第一項、第五十六條第一項、第五十六條の二第一項、第五十七條の四第一項、第五十七條の五第一項、第五十八條第一項

る技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十六条（同条の防火壁及び防火区画の設置及び構造に関する技術的基準のうち政令で定めるもの（次項において「防火壁等に関する技術的基準」という。）に係る部分に限る。）、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十一条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十条の二の二第一項から第三項まで、第六十条の三第一項若しくは第二項、第六十一条、第六十二条、第六十七条第一項若しくは第二項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び次条において「増築等」という。）をする場合（第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。）においては、第三条第三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2

第三条第二項の規定により第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十六条、第二十七条、第三十五条（階段等に関する技術的基準に係る部分に限る。）、第三十六条（防火壁等に関する技術的基準（政令で定める防火区画に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）又は第六十一条の規定の適用を受けない建築物であつて、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が二以上あるものについて増築等をする場合においては、

、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十条の二の二第一項から第三項まで、第六十条の三第一項若しくは第二項、第六十一条、第六十七条第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び次条において「増築等」という。）をする場合（第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。）においては、第三条第三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2

第三条第二項の規定により第二十条又は第三十五条（同条の技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。以下この項及び第六十七条第四項において同じ。）の規定の適用を受けない建築物であつて、第二十条又は第三十五条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が二以上あるものについて増築等をする場合においては、第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規

、第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

- 3 第三条第二項の規定により第二十八条、第二十八条の二（同条第三号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条第一項、第三十五条（同条の廊下並びに非常用の照明装置及び進入口に関する技術的基準のうち政令で定めるもの（第八十七条第四項において「廊下等に関する技術的基準」という。）に係る部分に限る。）、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条（防火壁、防火床、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造に係る部分を除く。）又は第三十七条の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

4 （略）

（用途の変更に對するこの法律の準用）

第八十七条 （略）

2・3 （略）

- 4 第八十六条の七第二項（第二十七条又は第三十五条（階段等に関する技術的基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第八十六条の七第三項（第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条（廊下等に関する技術的基準に係る部分に限る。）、第三十五条の二、第三十五条の三又は第三十六条（居室の採光面積に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、第三条第二項の規定により第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条（階段等に関する技術的基準及び廊下等に関する技術的基準に係る部分に限る。）、又は第三十五条の二から第三十六条までの規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第八十六条の七第二項及び第三項中「増築等」とあるのは「用途の変更

定は、適用しない。

- 3 第三条第二項の規定により第二十八条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条第一項、第三十五条の三又は第三十六条（防火壁、防火床、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造に係る部分を除く。）の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

4 （略）

（用途の変更に對するこの法律の準用）

第八十七条 （略）

2・3 （略）

- 4 第八十六条の七第二項（第三十五条に係る部分に限る。）及び第八十六条の七第三項（第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条の三又は第三十六条（居室の採光面積に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、第三条第二項の規定により第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条、第三十五条の三又は第三十六条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第八十六条の七第二項及び第三項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「第三条第三項」とあるのは「第八十七条第三項」と読み替えるものとする。

「と、「第三条第三項」とあるのは「第八十七条第三項」と読み替えるものとする。

（建築設備への準用）

第八十七条の四 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物に設ける場合においては、同項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第六条（第三項、第五項及び第六項を除く。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四までの四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条の六、第十八条（第四項から第十三項まで及び第二十五項を除く。）及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号又は第二号に係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第三号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。

（工作物への準用）

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォータースhoot、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分、その他のものについては同項第三号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条

（建築設備への準用）

第八十七条の四 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第六条（第三項、第五項及び第六項を除く。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四までの四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条の六、第十八条（第四項から第十三項まで及び第二十五項を除く。）及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。

（工作物への準用）

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォータースhoot、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第

の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第四項から第十三項まで及び第二十四項を除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第二十四項の規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第四項から第十三項まで及び第十九項から第二十三項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る

六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第四項から第十三項まで及び第二十四項を除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（第八十六条の七第一項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項及び第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第二十四項の規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第四項から第十三項まで及び第十九項から第二十三項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十四項まで及び第五十一条に係る

部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項並びに第六十八条の二第二項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第二項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第二項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

（工事中の特殊建築物等に対する措置）

第九十条の二 特定行政庁は、第九条又は第十条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 (略)

（許可又は確認に関する消防長等の同意等）

第九十三条 (略)

2 消防長又は消防署長は、前項の規定によつて同意を求められた場合においては、当該建築物の計画が法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（建築主事又は指定確認検査機関が第六条の四第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更又は同項第三号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同意を求められたときは、同項の規定により

係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項並びに第六十八条の二第二項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第二項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第二項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

（工事中の特殊建築物等に対する措置）

第九十条の二 特定行政庁は、第九条又は第十条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている第六条第一項第一号から第三号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 (略)

（許可又は確認に関する消防長等の同意等）

第九十三条 (略)

2 消防長又は消防署長は、前項の規定によつて同意を求められた場合においては、当該建築物の計画が法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（建築主事又は指定確認検査機関が第六条の四第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更又は同項第三号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同意を求められたときは、同項の規定により

読み替えて適用される第六条第一項の政令で定める建築基準法令の規定を除く。)で建築物の防火に関するものに違反しないものであるときは、第六条第一項第三号に係る場合にあつては、同意を求められた日から三日以内に、その他の場合にあつては、同意を求められた日から七日以内に同意を与えてその旨を当該特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関に通知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意することができない事由があると認めるときは、これらの期限内に、その事由を当該特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関に通知しなければならない。

3
3
6
(略)

読み替えて適用される第六条第一項の政令で定める建築基準法令の規定を除く。)で建築物の防火に関するものに違反しないものであるときは、同項第四号に係る場合にあつては、同意を求められた日から三日以内に、その他の場合にあつては、同意を求められた日から七日以内に同意を与えてその旨を当該特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関に通知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意することができない事由があると認めるときは、これらの期限内に、その事由を当該特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関に通知しなければならない。

3
3
6
(略)

改正後	改正前				
(適合性判定員の要件) 第四十条 法第五十条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一 一の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第四十三条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録適合性判定員講習」という。)を修了した者。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条の評価員である者にあつては、住宅に限って建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合は、登録適合性判定員講習を修了することを要しない。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="547 297 703 539">建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物</td><td data-bbox="547 539 703 1077">適合性判定員</td></tr> <tr> <td data-bbox="212 297 547 539">建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第三条第一項各号に掲げる建築物</td><td data-bbox="212 539 547 1077"> 一 建築基準法第五条第三項の一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に関して二年以上の実務の経験を有するもの 二 建築士法第二条第二項に規定する一級建築士 三 建築士法第二条第五項に規定する建築 </td></tr> </table>	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物	適合性判定員	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第三条第一項各号に掲げる建築物	一 建築基準法第五条第三項の一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に関して二年以上の実務の経験を有するもの 二 建築士法第二条第二項に規定する一級建築士 三 建築士法第二条第五項に規定する建築	(適合性判定員の要件) 第四十条 法第五十条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一 一のイからニまでのいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第四十三条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録適合性判定員講習」という。)を修了した者 イ 建築基準法第五条第三項の一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に関して二年以上の実務の経験を有するもの ロ 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第二項に規定する一級建築士 ハ 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士 ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物	適合性判定員				
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第三条第一項各号に掲げる建築物	一 建築基準法第五条第三項の一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に関して二年以上の実務の経験を有するもの 二 建築士法第二条第二項に規定する一級建築士 三 建築士法第二条第五項に規定する建築				

	建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物（前項の上欄に掲げる建築物を除く。）		四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
		一 前項の下欄に掲げる者 二 建築基準法第五条第四項の二級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に関して二年以上の実務の経験を有するもの 三 建築士法第二条第三項に規定する二級建築士 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	
前二項の上欄に掲げる建築物以外の建築物		一 前二項の下欄に掲げる者 二 建築士法第二条第四項に規定する木造建築士 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	

二 (略)

(登録の要件等)

第四十三条 国土交通大臣は、第四十一条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。

二 (略)

(登録の要件等)

第四十三条 国土交通大臣は、第四十一条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。

イ 適合性判定員（第四十条第一号の表の建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項各号に掲げる建築物の項の下欄に掲げる者のいづれかに該当する者（登録適合性判定員講習を修了していない者を除く。）又は同条第二号に掲げる者に限る。）として三年以上の実務の経験を有する者

ロ (略)

三 (略)

2 (略)

（講習事務の実施に係る義務）

第四十五条 講習実施機関は、公正に、かつ、第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一 第四十条第一号の表の下欄に掲げる者のいづれかに該当する者であることを受講資格とすること。

二 十 (略)

（判定の業務の実施基準）

第五十六条 法第五十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、適合性判定員（第四十条第一号に定める者）であつては、同号の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物（登録適合性判定員講習を修了していない者にあつては、住宅に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいづれかに該当する者に限る。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもつて行うこと。

二 五 (略)

イ 適合性判定員として三年以上の実務の経験を有する者

ロ (略)

三 (略)

2 (略)

（講習事務の実施に係る義務）

第四十五条 講習実施機関は、公正に、かつ、第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一 第四十条第一号イからニまでのいづれかに該当する者であることを受講資格とすること。

二 十 (略)

（判定の業務の実施基準）

第五十六条 法第五十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもつて行うこと。

二 五 (略)

第二条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次	前条の規定による改正後	目次
第一章 建築士の努力義務（第一条） 第二章 建築主の基準適合義務等（第二条―第十九条） 第三章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十条―第二十八条） 第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等 第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第二十九条―第五十九条） 第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第六十条―第七十五条） 第五章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第七十六条―第八十一条） 第六章 雑則（第八十二条・第八十三条） 附則 第一章 建築士の努力義務		第一章 建築主が講ずべき措置等 第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等（第一条―第十一条） 第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置（第十二条―第十五条） 第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等（第十六条―第二十一条） 第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明（第二十一条の二―第二十一条の四） 第五節 削除 第二章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十三条―第二十九条） 第三章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第三十条―第三十三条） 第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等 第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第三十四条―第六十四条） 第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第六十五条―第八十条） 第四章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第八十条の二―第八十条の七） 第五章 雑則（第八十一条―第八十二条） 附則 （新設）	

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第六条第三項の規定により当該建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行うよう努めなければならない。

第二章 建築主の基準適合義務等

（削る）

（建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為）

第二条 法第十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第十二条第二項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、次に掲げる建築行為のいずれかに該当するものとする。

一 住宅（複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。）の住宅部分（同条第二項に規定する住宅部分をいう。）のみの増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。以下この号において同じ。）の建築であつて、当該住宅（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅の部分）を次に掲げる基準のいずれかに適合させるもの

イ 基準省令第一条第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅（ロにおいて「気候風土適応住宅」という。）にあつては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）

（新設）

第一章 建築主が講ずべき措置等

第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等

（新設）

ロ 基準省令第十条第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（気候風土適応住宅にあつては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項に規定する設計住宅性能評価（以下この号及び次条第四項において「設計住宅性能評価」といい、特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。）を受けた住宅の新築

三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六条第一項の認定（同法第八条第一項の変更の認定を含む。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第一項の確認（次条第四項において「確認」という。）を受けた住宅の新築

2 法第十一条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第十二条第三項後段において準用する同条第二項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、前項第一号に掲げる建築行為に該当するものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

第三条 法第十一条第一項（法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名の記載が

（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十二条第一項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政

あるものに限る。）とする。

(い) 設計内容説明書	(略)	図書の種類	明示すべき事項
		建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分。以下この表において同じ。）のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合することの 説明	

4|| 2・3 (略)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次条第二項において同じ。）であるものに對し、特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三条第一項に規定する変更設計住宅性能評価（次条第二項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第七条の二第一項に規定する変更確認（次条第二項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申

政庁が必要と認める図書を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）とする。

(い) 設計内容説明書	(略)	図書の種類	明示すべき事項
		建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合することの 説明	

4|| 2・3 (略)

法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号。次条において「令」という。）第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。）を提出する場合には、第一項に規定する書類のほか、別記様式第一による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。

請添付図書（同令第三条第一項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第七条の二第一項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第一項の規定により、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

（変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

第四条 法第十一条第二項（法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ同項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えたものとする。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて登録住宅性能評価機関であるもの（前条第四項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当

（変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

第二条 法第十二条第二項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ同項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えたものとする。

2 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が令第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。）を提出

該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第二項の規定により、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、前項の規定にかかわらず、前条第一項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を前項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更）

第五条 法第十一条第二項（法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更とする。

（所管行政庁が交付する適合判定通知書等の様式等）

第六条 法第十一条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものに第三条第一項又は第四条第一項の計画書の副本及びその添付図書（第三条第四項後段又は第四条第二項後段の規定により当該添付図書とみなされるものを除く。）を添えて行うものとする。

一 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第三による適合判定通知書

二 （略）

2 法第十一条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及び

する場合には、前項に規定する書類のほか、別記様式第二による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更）

第三条 法第十二条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更とする。

（所管行政庁が交付する適合判定通知書等の様式等）

第四条 法第十一条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに第一条第一項又は第二条第一項の計画書の副本及びその添付図書（非住宅部分に限る。）を添えて行うものとする。

一 建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。次号及び次条第一項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第三による適合判定通知書

二 （略）

2 法第十二条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及び

その延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第五により行うものとする。

- 3 法第十一条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第六により行うものとする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等)

- 第七條 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるものに、第三条第一項又は第四条第一項の計画書の副本及びその添付図書（第三条第四項後段又は第四条第二項後段の規定により当該添付図書とみなされるものを除く。）を添えて行わなければならない。

一・二 (略)

- 2 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第九により行うものとする。

- 3 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第十により行うものとする。

- 4 (略)

(適合判定通知書又はその写しの提出)

- 第八條 法第十一条第六項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第三条第一項若しくは第四条第一項の計画書の副本又はその写しを添えて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類の提出をもって法第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し

その延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第五により行うものとする。

- 3 法第十二条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第六により行うものとする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等)

- 第五條 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該各号に定めるものに、第一条第一項又は第二条第一項の計画書の副本及びその添付図書（非住宅部分に限る。）を添えて行わなければならない。

一・二 (略)

- 2 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第九により行うものとする。

- 3 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第十により行うものとする。

- 4 (略)

(適合判定通知書又はその写しの提出)

- 第六條 法第十二条第六項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第一条第一項若しくは第二条第一項の計画書の副本又はその写しを添えて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める書類の提出をもって法第十二条第六項に規定する適合判定通知書又は

を提出したものとみなす。

一 法第十八条第二項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十一条第六項の規定を適用する場合 第十六条

第一項の認定書の写し

二 法第三十条第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十一条第六項の規定を適用する場合 第二十四条第二項（第二十七条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書又はその写し及び第二十条第一項若しくは第二十六条の申請書の副本又はその写し

三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第九項又は同法第五十四条第八項の規定により、適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十一条第六項の規定を適用する場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第五条第二項（同令第八条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同令第三条若しくは同令第七条の申請書の副本若しくはその写し又は同令第四十三条第二項（同令第四十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同令第四十一条第一項若しくは同令第四十五条の申請書の副本若しくはその写し

（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

第九条 第三条及び第四条の規定は、法第十二条第二項及び第三項（これらの規定を法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。この場合において、第三条第一項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第十一」と、同条中「計画書」とあるのは「通知書」と、第四条第一項中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第十二」と、同条中「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

その写しを提出したものとみなす。

一 法第二十五条第一項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 第十八条第一項の認定書の写し

二 法第三十五条第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 第二十五条第二項（第二十八条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書又はその写し及び第二十三条第一項若しくは第二十七条の申請書の副本又はその写し

三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第九項又は同法第五十四条第八項の規定により、適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第五条第二項（同規則第八条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同規則第三条若しくは同規則第七条の申請書の副本若しくはその写し又は同規則第四十三条第二項（同規則第四十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同規則第四十一条第一項若しくは同規則第四十五条の申請書の副本若しくはその写し

（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

第七条 第一条及び第二条の規定は、法第十三条第二項及び第三項（これらの規定を法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。この場合において、第一条中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第十一」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、第二条中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第十二」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2 第五条の規定は、法第十二条第三項（法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。

3 第六条の規定は、法第十二条第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第六条第一項中「第三条第一項又は第四条第一項」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第一項又は第四条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、「第三条第四項後段又は第四条第二項後段」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第四項後段又は第四条第二項後段」と、同項第一号中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第十三」と、同項第二号中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第二項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十五」と、同条第三項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十六」と読み替えるものとする。

4 第七条の規定は、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十二条第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第七条第一項中「第三条第一項又は第四条第一項」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第一項又は第四条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、「第三条第四項後段又は第四条第二項後段」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第四項後段又は第四条第二項後段」と、同項第一号中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十七」と、同項第二号中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第十八」と、同条第二項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十九」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第二十」と読み替えるものとする。

5 前条の規定は、法第十二条第七項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。この場合において、前条中「第三条第一項若しくは第四条第一項」とあるのは、「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第一項若しくは第四条第一項」と、「計

2 第三条の規定は、法第十三条第三項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。

3 第四条の規定は、法第十三条第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第四条第一項中「第一条第一項又は第二条第一項」とあるのは「第七条第一項において読み替えて準用する第一条第一項又は第二条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、同項第一号中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第十三」と、同項第二号中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第二項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十五」と、同条第三項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十六」と読み替えるものとする。

4 第五条の規定は、法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十三条第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第五条第一項中「第一条第一項又は第二条第一項」とあるのは「第七条第一項において読み替えて準用する第一条第一項又は第二条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、同項第一号中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十七」と、同項第二号中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第十八」と、同条第二項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十九」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第二十」と読み替えるものとする。

5 前条の規定は、法第十三条第七項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。この場合において、前条中「第一条第一項若しくは第二条第一項」とあるのは、「第七条第一項において読み替えて準用する第一条第一項若しくは第二条第一項」と、「計

画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

(委任の公示)

第十条 法第十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることとした所管行政庁（次条において「委任所管行政庁」という。）は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日を公示しなければならない。

第十一条 (略)

(立入検査の証明書)

第十二条 法第十五条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十一によるものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第十三条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第五条（第九条第二項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。

(削る)

(削る)

画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

(委任の公示)

第八条 法第十五条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることとした所管行政庁（次条において「委任所管行政庁」という。）は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日を公示しなければならない。

第九条 (略)

(立入検査の証明書)

第十条 法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十一によるものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第十一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第三条（第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。

第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置

(建築物の建築に関する届出)

第十二条 法第十九条第一項前段の規定により届出をしようとする者は

断面図又は矩計図					立面図			用途別床面積表	床面積求積図				
小屋裏の構造	軒の高さ並びに軒及びひさしの出	外壁及び屋根の構造	建築物の高さ	縮尺	エネルギー消費性能確保設備の位置	外壁及び開口部の位置	縮尺	用途別の床面積	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	エネルギー消費性能確保設備の位置	開口部の位置及び構造	壁の位置及び種類	

(ろ)									
機器表					各種計算書	各部詳細図			
給湯設備		照明設備	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備					
節湯器具の種別及び数	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数	給湯器の種別、仕様及び数	照明設備の種別、仕様及び数	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	縮尺	各階の天井の高さ及び構造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造

図 各階平面		系統図					仕様書	
空気調和設備の有効範囲	縮尺	空気調和設備の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先	給湯設備の位置及び連結先	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先	空気調和設備	昇降機	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備
							昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数

</											

(は)									
機器表				制御図					
照明設備	機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備	確保に資する建築設備	エネルギー消費性能の確保に資する建築設備	給湯設備	照明設備	機械換気設備	空気調和設備
照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法	給湯設備の制御方法	照明設備の制御方法	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法	空気調和設備の制御方法

(削る)

給湯設備	
給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
節湯器具の種別、位置及び数	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

2 第一条第二項の規定は、法第十九条第一項前段の規定による届出について準用する。

3 法第十九条第一項後段の規定による変更の届出をしようとする者は、別記様式第二十三による届出書の正本及び副本に、それぞれ第一項に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて、これを所管行政庁に提出しなければならない。

4 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項に規定する図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の届出書に添えることを要しない。

(建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の軽微な変更)

第十三条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、建

(削る)

建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更とする。

(建築物の建築に関する届出に係る特例)

第十三条の二 法第十九条第四項の国土交通省令で定めるものは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価（法第十九条第一項前段の規定による届出に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の評価に限る。次条第三項において単に「評価」という。）とする。

2 法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項の国土交通省令で定める日数は、三日とする。

3 法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、第十二条第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

図書の種類		明示すべき事項
付近見取図		方位、道路及び目標となる地物
配置図		縮尺及び方位
敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び届出に係る建築物と他の建築物との別		

(削る)

床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造

- 4 第一条第二項の規定は、法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項前段の規定による届出について準用する。
- 5 第十二条第三項の規定は、法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項後段の規定による変更の届出について適用する。
- 6 第十二条第四項の規定は、第三項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合について適用する。

(建築物の建築に関する届出等に係る国等に対する特例)

第十四条 第十二条の規定は、法第二十条第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」は「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第三項中「変更の届出をしようとする者」は「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第四項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2 第十三条の規定は、法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。

3 法第二十条第二項の規定により通知をしようとする国等の機関の長は、評価の結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十四による届出書の正本及び副本に、それぞれ前条第三項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請)

第十四条 法第十六条第一項の申請をしようとする者は、別記様式第二十二による申請書に第十八条第一項の評価書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(申請書の記載事項)

第十五条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第十六条第一項の申請をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二・三 (略)

(認定書の交付等)

第十六条 国土交通大臣は、法第十六条第三項の認定をしたときは、別記様式第二十三による認定書を申請者に交付しなければならない。

2 国土交通大臣は、法第十六条第三項の認定をしないときは、別記様式第二十四による通知書を申請者に交付しなければならない。

(評価の申請)

第十七条 法第十七条第一項の評価(以下「評価」という。)の申請をしようとする者は、別記様式第二十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

(立入検査の証明書)

第十五条 法第二十一条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十六によるものとする。

第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請)

第十六条 法第二十三条第一項の申請をしようとする者は、別記様式第二十七による申請書に第二十条第一項の評価書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(申請書の記載事項)

第十七条 法第二十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第二十三条第一項の申請をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二・三 (略)

(認定書の交付等)

第十八条 国土交通大臣は、法第二十三条第一項の認定をしたときは、別記様式第二十八による認定書を申請者に交付しなければならない。

2 国土交通大臣は、法第二十三条第一項の認定をしないときは、別記様式第二十九による通知書を申請者に交付しなければならない。

(評価の申請)

第十九条 法第二十四条第一項の評価(次節を除き、以下単に「評価」という。)の申請をしようとする者は、別記様式第三十による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

一・二 (略)

(評価書の交付等)

第十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第二十六による評価書（以下「評価書」という。）を申請者に交付しなければならない。

2・3 (略)

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の手数料)

第十九条 法第十九条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて行うものとする。ただし、印紙をもつて納め難い事由があるときは、現金をもつてすることができる。

2 法第十九条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき二万円とする。

(削る)

(削る)

(削る)

一・二 (略)

(評価書の交付等)

第二十条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第三十一による評価書（以下単に「評価書」という。）を申請者に交付しなければならない。

2・3 (略)

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の手数料)

第二十一条 法第二十六条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて行うものとする。ただし、印紙をもつて納め難い事由があるときは、現金をもつてすることができる。

2 法第二十六条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき二万円とする。

第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明

(小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明)

第二十一条の二 法第二十七条第一項の規定により小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価及び説明を行うおうとする建築士は、当該小規模建築物の工事が着手される前に、当該評価及び説明を行わなければならない。

(書面の記載事項)

第二十一条の三 法第二十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十七条第一項の規定による説明の年月日
- 二 説明の相手方の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の

(削る)

(削る)

(削る)

- 氏名
- 三 小規模建築物の所在地
 - 四 小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合するか否かの別
 - 五 小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合にあつては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置
 - 六 小規模建築物の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
 - 七 建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

(評価及び説明を要しない旨の意思の表明)

第二十一条の四 法第二十七条第二項の意思の表明（以下この条において単に「意思の表明」という。）は、小規模建築物の建築に係る設計を行う建築士（第四号において単に「建築士」という。）に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

- 一 意思の表明の年月日
- 二 意思の表明を行った建築主の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 法第二十七条第一項の規定による評価及び説明を要しない小規模建築物の所在地
- 四 建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

第五節 削除

第二十二条 削除

第三章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請)

第二十條 法第二十九條第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第二十七による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書(当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書(法第十一條第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

	図書の種類	明示すべき事項
(い)	設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が法第三十條第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
(ろ) ・ (は)	(略)	(略)

2・3 (略)

第二章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請)

第二十三條 法第三十四條第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書(当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない)その他所管行政庁が必要と認める図書(法第十二條第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

	図書の種類	明示すべき事項
(い)	設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が法第三十五條第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
(ろ) ・ (は)	(略)	(略)

2・3 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)

第二十一条 法第二十九条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

(熱源機器等)

第二十二条 法第二十九条第三項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

2 法第二十九条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(自他供給型熱源機器等の設置に関して建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等)

第二十三条 法第二十九条第三項第三号の国土交通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

2 法第二十九条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

一 他の建築物に関する第二十条第一項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書

二・三 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知)

第二十四条 所管行政庁は、法第三十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)

第二十四条 法第三十四条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

(熱源機器等)

第二十四条の二 法第三十四条第三項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

2 法第三十四条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(自他供給型熱源機器等の設置に関して建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等)

第二十四条の三 法第三十四条第三項第三号の国土交通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

2 法第三十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十三条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

一 他の建築物に関する第二十三条第一項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書

二・三 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知)

第二十五条 所管行政庁は、法第三十五条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において

準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。」を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第二十八による通知書に第二十条第一項の申請書の副本（法第三十条第五項の場合にあつては、第二十条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第二十五条 法第三十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請）

第二十六条 法第三十一条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第二十九による申請書の正本及び副本に、それぞれ第二十条第一項に規定する図書（法第二十九条第三項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載した場合にあつては、第二十三条第二項各号に掲げる図書を含む。）のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、第二十条第一項の表中「法第三十条第一項第一号」とあるのは、「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号」とする。

て準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。」を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第三十四による通知書に第二十三条第一項の申請書の副本（法第三十五条第五項の場合にあつては、第二十三条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第二十六条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請）

第二十七条 法第三十六条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十五による申請書の正本及び副本に、それぞれ第二十三条第一項に規定する図書（法第三十四条第三項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載した場合にあつては、第二十四条の三第二項各号に掲げる図書を含む。）のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、第二十三条第一項の表中「法第三十五条第一項第一号」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号」とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知)

第二十七条 第二十四条の規定は、第三十一条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、同条第二項中「別記様式第二十八」とあるのは「別記様式第三十」と、「法第三十条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と読み替えるものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第二十八条 法第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七條第五項、同法第七條の二第五項又は同法第十八條第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十五条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

(削る)

(削る)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知)

第二十八条 第二十五条の規定は、第三十六条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第四項」と、同条第二項中「別記様式第三十四」とあるのは「別記様式第三十六」と、「法第三十五条第五項」とあるのは「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第五項」と読み替えるものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第二十九条 法第十二條第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七條第五項、同法第七條の二第五項又は同法第十八條第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十六条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

第三章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請)

第三十条 法第四十一条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条第一項の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

2 第一条第一項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を前項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、第一条第一項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを第一項の申請書に添えることを要しない。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の通知)

第三十一条 所管行政庁は、法第四十一条第二項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第三十八による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

(表示等)

第三十二条 法第四十一条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 広告

二 契約に係る書類

三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第四十一条第三項の表示は、別記様式第三十九により行うものとする。

(立入検査の証明書)

第三十三条 法第四十三条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第四十によるものとする。

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請)

第二十九条 法第三十六条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第三十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者(法人にあつては、その役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。))の氏名及び略歴(申請者が建築物関連事業者(法第三十八条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。))の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。))である場合にあつては、その旨を含む。第六十条第四号において同じ。)を記載した書類

五・六 (略)

七 申請者が法第三十七条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第三十七条第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

九 別記様式第三十二による判定の業務の計画棟数を記載した書類

十 (略)

十一 適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が第三十六条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十二 (略)

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請)

第三十四条 法第四十四条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第四十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者(法人にあつては、その役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。))の氏名及び略歴(申請者が建築物関連事業者(法第四十六条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。))の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。))である場合にあつては、その旨を含む。第六十五条第四号において同じ。)を記載した書類

五・六 (略)

七 申請者が法第四十五条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第四十五条第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

九 別記様式第四十二による判定の業務の計画棟数を記載した書類

十 (略)

十一 適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が第四十条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十二 (略)

(心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者)

第二十條 法第三十七條第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により判定の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項)

第三十一條 法第三十八條第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(公示事項)

第三十二條 法第三十九條第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る事項の変更の届出)

第三十三條 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第三十九條第二項の規定により法第三十八條第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第三十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の更新)

第三十四條 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十條第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第三十四による申請書に第二十九條各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 **第三十條及び第三十一條**の規定は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者)

第三十四條の二 法第四十五條第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により判定の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項)

第三十五條 法第四十六條第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(公示事項)

第三十六條 法第四十七條第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る事項の変更の届出)

第三十七條 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十七條第二項の規定により法第四十六條第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第四十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の更新)

第三十八條 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八條第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十四による申請書に第三十四條各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 **第三十五條**の規定は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(承継の届出)

第三十五条 法第四十一条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第三十五による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第三十六による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第三十七による事業相続同意証明書及び戸籍謄本
- 三 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第三十八による事業相続証明書及び戸籍謄本
- 四 法第四十一条第一項の規定により合併によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第四十一条第一項の規定により分割によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第三十九による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(適合性判定員の要件)

第三十六条 法第四十二条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれか

(承継の届出)

第三十九条 法第四十九条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四十五による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第四十六による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第四十七による事業相続同意証明書及び戸籍謄本
- 三 法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第四十八による事業相続証明書及び戸籍謄本
- 四 法第四十九条第一項の規定により合併によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第四十九条第一項の規定により分割によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第四十九による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(適合性判定員の要件)

第四十条 法第五十条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれか

に該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第三十九条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録適合性判定員講習」という。）を修了した者。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条の評価員である者にあつては、住宅に限つて建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合は、登録適合性判定員講習を修了することを要しない。

（表 略）

二（略）

（適合性判定員講習の登録の申請）

第三十七条（略）

2（略）

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ（略）

ロ 申請者の略歴（申請者が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員（過去二年間に当該建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であつた者を含む。次号ニ並びに第三十九条第一項第三号ロ及びハにおいて同じ。）である場合にあつては、その旨を含む。）を記載した書類

二（略）

三 講師が第三十九条第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者であることを証する書類

四（略）

（欠格事項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第三十六条第一号の登録を受けることができない。

一（略）

に該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第四十三条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録適合性判定員講習」という。）を修了した者。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条の評価員である者にあつては、住宅に限つて建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合は、登録適合性判定員講習を修了することを要しない。

（表 略）

二（略）

（適合性判定員講習の登録の申請）

第四十一条（略）

2（略）

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ（略）

ロ 申請者の略歴（申請者が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員（過去二年間に当該建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であつた者を含む。次号ニ並びに第四十三条第一項第三号ロ及びハにおいて同じ。）である場合にあつては、その旨を含む。）を記載した書類

二（略）

三 講師が第四十三条第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者であることを証する書類

四（略）

（欠格事項）

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第四十条第一号の登録を受けることができない。

一（略）

二 第四十八条の規定により第三十六条第一号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 (略)

(登録の要件等)

第三十九条 国土交通大臣は、第三十七条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

一 第四十一条第三号イからハまでに掲げる科目について講習が行われること。

二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。

イ 適合性判定員(第三十六条第一号の表の建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第三条第一項各号に掲げる建築物の項の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者(登録適合性判定員講習を修了していない者を除く。))又は同条第二号に掲げる者に限る。)として三年以上の実務の経験を有する者

ロ (略)

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第三十七条第一項の規定により登録を申請した者(以下この号において「登録申請者」という。)が株式会社である場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその親法人(会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

ロ・ハ (略)

2 第三十六条第一号の登録は、登録適合性判定員講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一、四 (略)

二 第五十二条の規定により第四十条第一号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 (略)

(登録の要件等)

第四十三条 国土交通大臣は、第四十一条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

一 第四十五条第三号イからハまでに掲げる科目について講習が行われること。

二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。

イ 適合性判定員(第四十条第一号の表の建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第三条第一項各号に掲げる建築物の項の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者(登録適合性判定員講習を修了していない者を除く。))又は同条第二号に掲げる者に限る。)として三年以上の実務の経験を有する者

ロ (略)

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第四十一条第一項の規定により登録を申請した者(以下この号において「登録申請者」という。)が株式会社である場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその親法人(会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

ロ・ハ (略)

2 第四十条第一号の登録は、登録適合性判定員講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一、四 (略)

(登録の更新)

第四十条 第三十六条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 (略)

(講習事務の実施に係る義務)

第四十一条 講習実施機関は、公正に、かつ、第三十九条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一 第三十六条第一号の表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。

二 九 (略)

十 修了検査に合格した者に対し、別記様式第四十による修了証明書(第四十三条第八号並びに第四十九条第一項第五号及び第四項第四号において「修了証明書」という。)を交付すること。

(登録事項の変更の届出)

第四十二条 講習実施機関は、第三十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

第四十三条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 九 (略)

十 財務諸表等(法第四十六条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。)の備付け及び財務諸表等に係る第四十五条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 第四十九条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理

(登録の更新)

第四十四条 第四十条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 (略)

(講習事務の実施に係る義務)

第四十五条 講習実施機関は、公正に、かつ、第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一 第四十条第一号の表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。

二 九 (略)

十 修了検査に合格した者に対し、別記様式第五十による修了証明書(第四十七条第八号並びに第五十三条第一項第五号及び第四項第四号において「修了証明書」という。)を交付すること。

(登録事項の変更の届出)

第四十六条 講習実施機関は、第四十三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

第四十七条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 九 (略)

十 財務諸表等(法第五十四条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。)の備付け及び財務諸表等に係る第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 第五十三条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理

に関する事項
十二、十四（略）

第四十四条（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十五条（略）

2 登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一・二（略）

三 財務諸表等が電磁的記録（法第四十六条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四（略）

3（略）

（適合命令）

第四十六条 国土交通大臣は、講習実施機関が第三十九条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十七条 国土交通大臣は、講習実施機関が第四十一条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

に関する事項
十二、十四（略）

第四十八条（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十九条（略）

2 登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一・二（略）

三 財務諸表等が電磁的記録（法第五十四条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四（略）

3（略）

（適合命令）

第五十条 国土交通大臣は、講習実施機関が第四十三条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第五十一条 国土交通大臣は、講習実施機関が第四十五条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十八条 国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第三十六条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四十二条から第四十四条まで、第四十五条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第四十五条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 (略)

五 第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

第四十九条・第五十条 (略)

(公示)

第五十一条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならぬ。

一 第三十六条第一号の登録をしたとき。

二 第四十二条の規定による届出があったとき。

三 第四十四条の規定による届出があったとき。

四 第四十八条の規定により第三十六条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

(判定の業務の実施基準)

第五十二条 法第四十四条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(登録の取消し等)

第五十二条 国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第四十条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十二条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四十六条から第四十八条まで、第四十九条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 (略)

五 第五十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

第五十三条・第五十四条 (略)

(公示)

第五十五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならぬ。

一 第四十条第一号の登録をしたとき。

二 第四十六条の規定による届出があったとき。

三 第四十八条の規定による届出があったとき。

四 第五十二条の規定により第四十条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

(判定の業務の実施基準)

第五十六条 法第五十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、適合性判定員（第三十六条第一号に定める者にあつては、同号の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物（登録適合性判定員講習を修了していない者にあつては、住宅に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者に限る。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもつて行うこと。

二（五）（略）

（判定業務規程）

第五十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十五条第一項の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第四十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（削る）

2 法第四十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分その他判定の業務の範囲に関する事項

四（九）（略）

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第四十六条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 法第四十七条第一項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項

十二・十三（略）

一 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、適合性判定員（第四十条第一号に定める者にあつては、同号の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物（登録適合性判定員講習を修了していない者にあつては、住宅に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者に限る。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもつて行うこと。

二（五）（略）

（判定業務規程）

第五十七条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十三条第一項前段の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第五十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十三条第一項後段の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第五十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第五十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能確保計画に係る特定建築物の区分その他判定の業務の範囲に関する事項

四（九）（略）

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第五十四条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 法第五十五条第一項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項

十二・十三（略）

3||

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十五条第三項の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第四十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定業務規程を判定の業務を行う全ての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五十四条 法第四十六条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第五十五条 法第四十六条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第四十六条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 (略)

2 (略)

(帳簿)

第五十六条 法第四十七条第一項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

(新設)

4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定業務規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五十八条 法第五十四条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第五十九条 法第五十四条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第五十四条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 (略)

2 (略)

(帳簿)

第六十条 法第五十五条第一項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第一項又は第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた年月日及び法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十二条第二項又は第三項の規定による通知を受けた年月日

三六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十七条第一項の帳簿(次項及び第五十九条第一項第二号において「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第五十九条第一項第二号において同じ。)を、判定の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第五十七条 法第四十七条第二項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第三条第一項及び第四条第一項(これらの規定を第九条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する書類(第三条第四項後段又は第四条第二項後段(これらの規定を第九条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により当該書類とみなされるものを含む。)とする。

2 (略)

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第一項の書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第五十九条第一項第二号において「書類」という。)を、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第三項又は法第十二条第四項の規定による通知書を交付した日から十五年間、保存しなければならない。

二 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項又は第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた年月日及び法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十三条第二項又は第三項の規定による通知を受けた年月日

三六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第五十五条第一項の帳簿(次項において単に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)を、判定の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第六十一条 法第五十五条第二項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第一条第一項及び第二条第一項に規定する書類(非住宅部分に限る。)とする。

2 (略)

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第一項の書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第六十四条第一項第二号において単に「書類」という。)を、法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第三項又は法第十三条第四項の規定による通知書を交付した日から十五年間、保存しなければならない。

(削る)

(判定の業務の休廃止の届出)

第五十八条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十一条第一項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第四十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(判定の業務の引継ぎ等)

第五十九条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(国土交通大臣が法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録を取り消した場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつた者。次項において同じ。)は、法第五十一条第一項の規定により判定の業務の全部を廃止したとき又は法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 (略)

二 帳簿を国土交通大臣に、書類を所轄所管行政庁に引き継ぐこと。

三 (略)

2 (略)

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請)

第六十条 法第五十三条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第四十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

第六十二条 削除

(判定の業務の休廃止の届出)

第六十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十九条第一項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第五十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(判定の業務の引継ぎ等)

第六十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(国土交通大臣が法第六十条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録を取り消した場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつた者。次項において同じ。)は、法第五十九条第一項の規定により判定の業務の全部を廃止したとき又は法第六十条第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 (略)

二 法第五十五条第一項の帳簿を国土交通大臣に、同条第二項の書類を所轄所管行政庁に引き継ぐこと。

三 (略)

2 (略)

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請)

第六十五条 法第六十一条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第五十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 組織及び運営に関する事項（法第十七条第一項の評価の業務以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

七 申請者が法第三十七条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第三十七条第三号及び法第五十四条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九 （略）

十 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第五十六条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十一 （略）

（心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者）

第六十一条 法第五十四条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項）

第六十二条 法第五十五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 三 （略）

（公示事項）

第六十三条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る事項の変更の届出）

第六十四条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条

六 組織及び運営に関する事項（法第二十四条第一項の評価の業務以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

七 申請者が法第四十五条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第四十五条第三号及び法第六十二条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九 （略）

十 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第六十四条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十一 （略）

（心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者）

第六十五条の二 法第六十二条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項）

第六十六条 法第六十三条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 三 （略）

（公示事項）

第六十七条 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る事項の変更の届出）

第六十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条

第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項の規定により法第五十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第四十五による届出書に第六十条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の更新)

第六十五条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において準用する法第四十条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十六による申請書に第六十条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第六十一条及び第六十二条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(承継の届出)

第六十六条 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四十七による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第四十八による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第四十九による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

第二項において読み替えて準用する法第四十七条第二項の規定により法第六十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第五十六による届出書に第六十五条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の更新)

第六十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において準用する法第四十八条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第五十七による申請書に第六十五条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第六十六条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(承継の届出)

第七十条 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第五十八による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第五十九による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第六十による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

本

三 法第五十三條第二項において準用する法第四十一條第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第五十による事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第五十三條第二項において準用する法第四十一條第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第五十三條第二項において準用する法第四十一條第一項の規定により分割によつて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第五十一による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(評価の業務の実施基準)

第六十七條 法第五十三條第二項において読み替えて準用する法第四十一條第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

(評価業務規程)

第六十八條 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三條第二項において読み替えて準用する法第四十五條第一項の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第五十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(削る)

2 法第五十三條第二項において読み替えて準用する法第四十五條第二

三 法第六十一條第二項において準用する法第四十九條第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第六十一による事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第六十一條第二項において準用する法第四十九條第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第六十一條第二項において準用する法第四十九條第一項の規定により分割によつて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第六十二による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(評価の業務の実施基準)

第七十一條 法第六十一條第二項において読み替えて準用する法第五十二條第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

(評価業務規程)

第七十二條 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一條第二項において読み替えて準用する法第五十三條第一項前段の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第六十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一條第二項において準用する法第五十三條第一項後段の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第六十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第六十一條第二項において読み替えて準用する法第五十三條第二

項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項各号の請求の受付に関する事項
十一 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項
十二・十三 (略)

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項に

おいて読み替えて準用する法第四十五条第三項の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第五十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

4 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価業務規程を評価の業務を行う全ての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第六十九条 法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第七十条 法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送

項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第六十一条第二項において準用する法第五十四条第二項各号の請求の受付に関する事項
十一 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項
十二・十三 (略)

(新設)

4 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価業務規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第七十三条 法第六十一条第二項において準用する法第五十四条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第七十四条 法第六十一条第二項において準用する法第五十四条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第六十一条第二項において準用する法第五十四条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送

信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 (略)

2 (略)

(帳簿)

第七十一条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七條第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 八 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七條第一項の帳簿(次項及び第七十四條第二号において「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十四條第二号において同じ。)を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第七十二条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七條第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十七條の申請書及びその添付書類並びに評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

2 (略)

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、第一項の書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十四條第二号において「書類」という。)を、同号に掲げる

信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 (略)

2 (略)

(帳簿)

第七十五条 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五條第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 八 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五條第一項の帳簿(次項において単に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十九條第二号において同じ。)を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第七十六条 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五條第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十九條の申請書及びその添付書類並びに評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

2 (略)

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、第一項の書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十九條第一号において単に「書類」という。)を、同号に掲げる

行為が完了するまで保存しなければならない。

(削る)

(評価の業務の休廃止の届出)

第七十三条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第五十一条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第五十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(評価の業務の引継ぎ)

第七十四条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(国土交通大臣が法第五十七条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であつた者)は、法第五十八条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 (略)
- 二 帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三 (略)

(国土交通大臣が行う評価の手数料)

第七十五条 法第五十九条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができ

2 法第五十九条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十四万円とする。ただし、既に法第五十八条第一項の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物に係る軽微な

行為が完了するまで保存しなければならない。

第七十七条 削除

(評価の業務の休廃止の届出)

第七十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十九条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第六十六による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(評価の業務の引継ぎ)

第七十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(国土交通大臣が法第六十五条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であつた者)は、法第六十六条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 (略)
- 二 評価の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三 (略)

(国土交通大臣が行う評価の手数料)

第八十条 法第六十七条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができ

2 法第六十七条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十四万円とする。ただし、既に法第六十六条の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽微な変更につい

変更があつた場合において、当該軽微な変更後の特殊の構造又は設備を用いる建築物について評価を受けようとするときの手数料の額は、申請一件につき四十一万円とする。

第五章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

(再生可能エネルギー利用設備)

第七十六条 法第六十条第一項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明)

第七十七条 法第六十三条第一項の規定により当該建築物に設置することができ再生可能エネルギー利用設備について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行わなければならない。

(書面の記載事項)

第七十八条 法第六十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十三条第一項の規定による説明の年月日

二・六 (略)

(説明を要しない旨の意思の表明)

第七十九条 法第六十三条第二項の意思の表明（以下この条において「意思の表明」という。）は、当該建築物の建築に係る設計を行う建築士に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

て、評価を受けようとする場合の手数料の額は、申請一件につき四十一万円とする。

第四章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

(再生可能エネルギー利用設備)

第八十条の二 法第六十七条の二第一項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明)

第八十条の三 法第六十七条の五第一項の規定により当該建築物に設置することができ再生可能エネルギー利用設備について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行わなければならない。

(書面の記載事項)

第八十条の四 法第六十七条の五第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十七条の五第一項の規定による説明の年月日

二・六 (略)

(説明を要しない旨の意思の表明)

第八十条の五 法第六十七条の五第二項の意思の表明（以下この条において単に「意思の表明」という。）は、当該建築物の建築に係る設計を行う建築士に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

一・二 (略)

三 法第六十三條第一項の規定による説明を要しない建築物の所在地

四 (略)

(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

第八十條 建築士は、法第六十三條第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定による承諾を得た建築士は、当該建築主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該建築主に対し、法第六十三條第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該建築主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的方法)

第八十一條 法第六十三條第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ (略)

ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第六十三條第三項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

一・二 (略)

三 法第六十七條の五第一項の規定による説明を要しない建築物の所在地

四 (略)

(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

第八十條の六 建築士は、法第六十七條の五第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定による承諾を得た建築士は、当該建築主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該建築主に対し、法第六十七條の五第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該建築主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的方法)

第八十條の七 法第六十七條の五第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ (略)

ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第六十七條の五第三項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 (略)
2・3 (略)

第六章 雑則

(磁気ディスクによる手続)

第八十二条 次の各号に掲げる計画書、通知書若しくは申請書又はその添付図書のうち所管行政庁が認める書類については、当該書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、所管行政庁が定めるものによることができる。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

別記様式第二十七による申請書

別記様式第二十九による申請書

(削る)

2 次の各号に掲げる計画書若しくは通知書又はその添付図書のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が認める書類については、当該書類に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクの提出のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものによることができる。

一・二 (略)

(権限の委任)

二 (略)
2・3 (略)

第五章 雑則

(磁気ディスクによる手続)

第八十一条 次の各号に掲げる計画書、通知書、届出書若しくは申請書又はその添付図書のうち所管行政庁が認める書類については、当該書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、所管行政庁が定めるものによることができる。

一・二 (略)

別記様式第二十二又は別記様式第二十三による届出書

別記様式第二十四又は別記様式第二十五による通知書

別記様式第三十三による申請書

別記様式第三十五による申請書

別記様式第三十七による申請書

2 次の各号に掲げる計画書若しくは通知書又はその添付図書のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が認める書類については、当該書類に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクの提出のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものによることができる。ただし、法第十五条第三項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に提出する場合にあつては、前項の規定により所管行政庁が認める書類に限り、当該書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、所管行政庁が定めるものによることができる。

一・二 (略)

(権限の委任)

第八十三条 法第六章第一節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その判定の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみに于行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十五条第四項、法第四十八条、法第四十九条、法第五十条第一項及び法第五十二条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附則

この省令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第十一条から第三十二条までの規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第八十二条 法第六章第一節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その判定の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみに于行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第五十三条第三項、法第五十六条、法第五十七条、法第五十八条第一項及び法第六十条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附則

（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第十一条から第三十二条までの規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（特定増改築に関する届出）

第二条 第十二条の規定は、法附則第三条第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十二条第一項中「建築物」とあるのは、「特定建築物」と読み替えるものとする。

2 法附則第三条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後の特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更とする。

3 第十三条の二の規定は、法附則第三条第五項において読み替えて適用する同条第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条の二第一項中「建築物」とあるのは、「特定建築物」と読み替えるものとする。

4 第十二条の規定は、法附則第三条第八項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする

-
- る者」とあるのは「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、「建築物」とあるのは「特定建築物」と、同条第三項中「変更の届出をしようとする者」とあるのは「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第四項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。
- 5 第十三条の規定は、法附則第三条第八項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において第十三条中「建築物の」とあるのは「特定建築物の」と読み替えるものとする。
- 6 第十五条の規定は、法附則第三条第十一項において準用する法第七十七条第二項の立入検査について準用する。
-

改 正 後	改 正 前
(建築物エネルギー消費性能基準) 第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分）をいう。以下同じ。を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。） 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする非住宅部分。以下この号において同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。 イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であつて、建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。 ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じ、次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該増築又は改築をする非住宅部分と同一の部分に限る。以下このロにおいて同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。	(建築物エネルギー消費性能基準) 第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 非住宅部分（法第十条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。） 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。 イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であつて、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。 ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じ、次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

3

第一項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

2

前項の住宅部分（以下「住宅部分」という。）は、次に掲げる建築物の部分とする。

イ・ロ（略）

一 複合建築物 次のイ又はロのいずれか（複合建築物の増築又は改築をする場合にあっては、イ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって複合建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする複合建築物の部分）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

(2) (略)

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) (略)

(2) (略)

一 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅部分。イ(2)及びロにおいて同じ）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

(1) (略)

(削る)

2

前項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

(新設)

イ・ロ（略）

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれか（法第一一条第一項に規定する特定建築行為（法附則第三條第一項に規定する特定増改築を除く。）に係る建築物にあっては、イ）に適合すること。

(3) (略)

一 住宅部分の一次エネルギー消費量モデル住宅（国土交通大臣が設備に応じて住宅部分の一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。以下同じ。）の設計・次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(2) (1) (略)

ロ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(3) (略)

(2) (1) (略)
(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、(1)の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

(住宅部分の設計・次エネルギー消費量)

第四条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

(この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

- E_T 設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)
- E_H 暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_C 冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_V 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_W 照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_S 給湯設備(排熱利用設備を含む。次項において同じ。)の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_M エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール)
- E_M その他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

2 (略)

3 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号のいずれかの数値とする。

一・二 (略)

4 (略)

(住宅部分の基準・次エネルギー消費量)

第五条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{ST} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

(この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{ST} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

- E_{ST} 基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)
- E_{SH} 暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_{SC} 冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_{SV} 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

(住宅部分の設計一次エネルギー消費量)

第四条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)並びに第三項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

(この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

- E_T 設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)
- E_H 暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_C 冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_V 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_W 照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_S 給湯設備(排熱利用設備を含む。次項において同じ。)の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_M エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール)
- E_M その他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

2 (略)

3 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量は、次の各号のいずれかの数値とする。

一・二 (略)

4 (略)

(住宅部分の基準一次エネルギー消費量)

第五条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)並びに第三項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{ST} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

(この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{ST} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

- E_{ST} 基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)
- E_{SH} 暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_{SC} 冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_{SV} 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

・一・ (略)

2 特定共同住宅等建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

3 特定共同住宅等建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

22 (略)

23 (略)

24 (略)

25 (略)

26 (略)

27 (略)

28 (略)

29 (略)

30 (略)

31 (略)

32 (略)

33 (略)

34 (略)

35 (略)

36 (略)

37 (略)

38 (略)

39 (略)

40 (略)

41 (略)

42 (略)

43 (略)

44 (略)

45 (略)

46 (略)

47 (略)

48 (略)

49 (略)

50 (略)

51 (略)

52 (略)

53 (略)

54 (略)

55 (略)

56 (略)

57 (略)

58 (略)

59 (略)

60 (略)

61 (略)

62 (略)

63 (略)

64 (略)

65 (略)

66 (略)

67 (略)

68 (略)

69 (略)

70 (略)

71 (略)

72 (略)

73 (略)

74 (略)

75 (略)

76 (略)

77 (略)

78 (略)

79 (略)

80 (略)

81 (略)

82 (略)

83 (略)

84 (略)

85 (略)

86 (略)

87 (略)

88 (略)

89 (略)

90 (略)

91 (略)

92 (略)

93 (略)

94 (略)

95 (略)

96 (略)

97 (略)

98 (略)

99 (略)

100 (略)

（建築物エネルギー消費性能誘導基準）

第十條 法第三十五條第一項第一号の經濟産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一
二
三
(略)

附
則

(經過措置)

第二二条 法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅又は法第一百七十条第一項の規定による許
 価及び説明に係る住宅であつて、地域の氣候及び風土に應じた住宅であることにより第一条第
 一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する
 ものについて、同号の規定を適用する場合には、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

第三条

第三条 この省令の施行の際現に存する建築物（令和四年十月一日以後にする法第三十四条第一項の認定の申請に係るものを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）の非住宅部分について、第三条及び第十一条の規定を適用する場合においては、当分の間、第三条第二項中 $[E_{ST}] = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SI} + E_{SV} + E_{SNV}) \times B + E_{AI} \} \times 10^{-3}$ 】とあるのは「 $[E_{ST}] = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SNV} + E_{SI} + E_{SV} + E_{SNV}) \times 1.1 + E_{AI} \} \times 10^{-3}$ 】と、第十一条中「 $[E_{ST}] = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SI} + E_{SV} + E_{SNV}) \times B + E_{AI} \} \times 10^{-3}$ 】とあるのは「 $[E_{ST}] = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SI} + E_{SV} + E_{SNV} + E_{AI}) \times 10^{-3}$ 】と改め、 ν^* 、第十一号の規定は、適用しない。

第四条 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第一条第一項第二号の規定を適用する場合には、同号口(1)に適合する場合に限り、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

2 || この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第五条及び第十四条の規定を適

用す

3 |
(略)

別表第一（第三条関係）

規模	用途	非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
(1) 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条に規定する床面積（非住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）をいう。以下この表において同じ。）の合計が二千平方メートル以上であること。	事務所等	0.8
(2)	ホテル等	0.8
(3)	病院等	0.85
(4)	百貨店等	0.8
(5)	学校等	0.8
(6)	飲食店等	0.85
(7)	集会所等	0.85
(8)	下場等	0.75
(9) 非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル未満であること。		1.0
備考（略）		

別表第一（第三条関係）

規模	用途	非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
(1) 新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第四条第一項に規定する床面積をいう。以下この表において同じ。）の合計が二千平方メートル以上であること。	事務所等	0.8
(2)	ホテル等	0.8
(3)	病院等	0.85
(4)	百貨店等	0.8
(5)	学校等	0.8
(6)	飲食店等	0.85
(7)	集会所等	0.85
(8)	下場等	0.75
(9) 新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル未満であること。		1.0
備考（略）		

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）
第二条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の、部を改正する省令（令和四年 経済産業省 国土交通省 令第一号）の、部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
附 則 （経過措置） 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）第二十九条第一項の認定（法第三十一条第一項の変更の認定を含む。）の申請であつて、この省令の施行の際現に存する建築物（この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする法第二十九条第一項の認定の申請に係るもの（次項及び第四項において「施行日以後認定申請建築物」という。）を除く。）に係る認定については、この省令による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。		附 則 （経過措置） 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）第三十四条第一項の認定（法第二十六条第一項の変更の認定を含む。）の申請であつて、この省令の施行の際現に存する建築物（この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする法第三十四条第一項の認定の申請に係るもの（次項及び第四項において「施行日以後認定申請建築物」という。）を除く。）に係る認定については、この省令による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。	

第三条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の、部を改正する省令（令和四年 経済産業省 国土交通省 令第二号）の、部を次のように改正する。
 附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第四条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の、部を改正する省令（令和四年 経済産業省 国土交通省 令第三号）の、部を次のように改正する。
 附則第二項の前の見出し及び同項を削り、附則第三項を附則第二項とし、同項に見出しとして（経過措置）を付する。
附 則

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明資料

令和6年9月

国土交通省 住宅局 建築指導課

参事官(建築企画担当)付

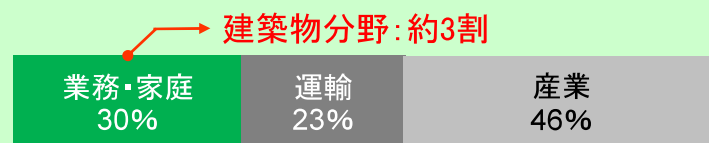
市街地建築課

背景・必要性

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標を強化

**エネルギー消費の約3割を占める
建築物分野での省エネ対策を加速**

＜エネルギー消費の割合＞(2019年度)



**木材需要の約4割を占める
建築物分野での木材利用を促進**

＜木材需要の割合＞(2020年度)



○「エネルギー基本計画」(2021年10月22日閣議決定)※

- ・ 2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。
- ・ 建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。

※「地球温暖化対策計画」(2021年10月22日閣議決定)にも同様の記載あり

○「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日閣議決定)

- ・ 建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講ずる。

＜ 2050年カーボンニュートラルに向けた取組 ＞

【2050年】

ストック平均で、ZEH・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)水準の省エネ性能の確保を目指す

【2030年】

新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

抜本的な取組の強化が必要不可欠

目標・効果

建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与。

- 2013年度からの対策の進捗により、住宅・建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減(2030年度)

省エネ基準適合義務制度① ～義務付けの対象、届出・説明義務制度の廃止～

Point

- **2025年4月(R7年4月)**以降に着工する原則**全ての住宅・建築物**について省エネ基準適合が義務付けられます。
- 現在、中規模以上の住宅に適用されている**届出義務制度**及び小規模住宅・非住宅に適用されている建築主に対する**説明義務制度は**、省エネ基準適合義務制度開始以降(2025年4月以降)は**廃止**されます。

省エネ基準適合義務の対象について

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

<現行制度からの変更点>

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模(300㎡以上)	適合義務	届出義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務

2025年4月以降

改正(2025年4月以降)	
非住宅	住宅
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務

適用除外

以下の建築物については適用除外となります。

- ① 10㎡以下の新築・増改築
- ② 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの
- ③ 歴史的建造物、文化財等
- ④ 応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等

届出義務制度及び説明義務制度の廃止について

- **届出義務制度**(現在、300㎡以上の住宅に適用)及び**説明義務制度**(現在、300㎡未満の住宅・非住宅に適用)は、**2025年4月以降廃止**されます。
- **施行日以後に着工する場合は、省エネ基準適合義務の対象となり、施行日前に着工する場合は、届出義務制度又は説明義務制度の対象**となります。

省エネ基準適合義務制度② ～増改築の場合の対象～

Point

- 省エネ基準適合義務制度は、**増改築を行う場合にも対象**となります。「増改築」には、修繕・模様替え（いわゆるリフォーム）は含まれません。
- 増改築の場合は、**増改築を行う部分が省エネ基準に適合**する必要があります。

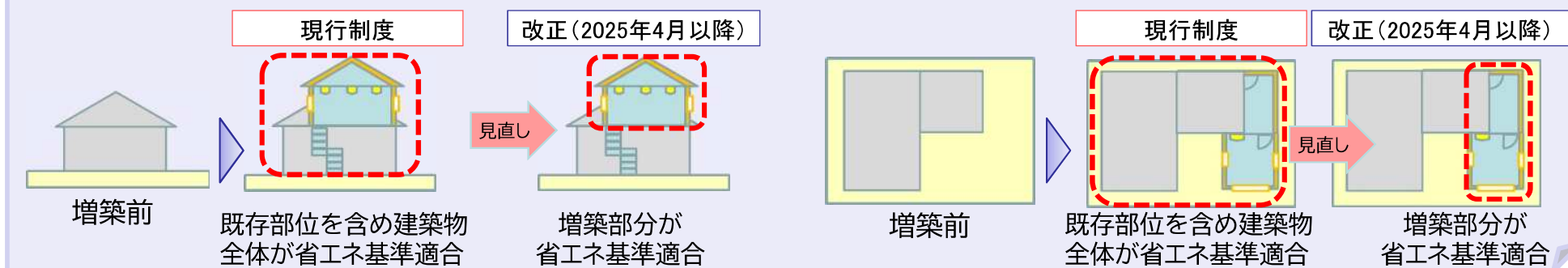
増改築の場合の基準適合義務制度の対象となる部分について

現行制度とは異なり、増改築を行う場合は、**増改築を行った部分が省エネ基準に適合する必要があります**。

※ 増改築部分を含めた建築物全体ではないのでご注意ください。

※ 修繕・模様替え（いわゆるリフォーム・改修）は省エネ基準適合義務制度の対象ではありません。

<現行制度からの変更点：省エネ基準適合が必要な部分>



増改築の場合の留意事項

- ✓ 2025年3月以前に着手する増改築であって、現行制度で義務付け対象となる場合は、既存部分を含めた建築物全体で省エネ基準適合が必要です。
- ✓ 増改築部分の床面積が10㎡を超え、増改築後の建築物の規模が建築基準法第6条第1項第1号又は第2号に該当する場合に、増改築に係る省エネ適判が必要。

Point

- 省エネ基準適合に当たっては、**住宅**の場合は**外皮性能基準**と**一次エネルギー消費量基準**、**非住宅**の場合は**一次エネルギー消費量基準**に、それぞれに適合する必要があります。

省エネ基準について

省エネ基準は、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」（基準省令）により規定されています。

住宅： 外皮性能基準＋一次エネルギー消費量基準 非住宅： 一次エネルギー消費量基準

外皮性能基準

住宅

外皮（外壁、窓等）の表面積当たりの熱の損失量（外皮平均熱貫流率等）が基準値以下となること。

※「外皮平均熱貫流率」＝外皮総熱損失量／外皮総面積

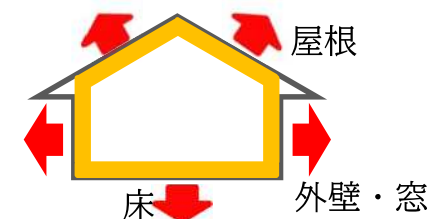
一次エネルギー消費量基準

住宅

非住宅

右記の設備機器等における一次エネルギー消費量（太陽光発電設備等による創エネ量（自家利用分）は控除）が基準値以下となること。

＜外皮を通した熱損失のイメージ＞



＜一次エネルギー消費量の算定対象となる設備機器等＞

空気調和設備（暖冷房設備） 換気設備
照明設備 給湯設備 昇降機（非住宅のみ）

（参考）省エネ性能向上のための取組例



省エネ基準適合義務化制度⑤ ～基準への適合方法・手続き～

Point

- 省エネ基準への適合を確認するためには、**新3号建築物を除き、エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)を受ける必要**があります。
- 省エネ適判を行うことが**比較的容易な特定建築行為に該当する場合は省エネ適判を省略**し、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合を確認します。

省エネ性能の評価方法について

➤ エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)

- ✓ **所管行政庁※**又は国土交通大臣の登録を受けた**建築物エネルギー消費性能判定機関**において判定を受けることができます。
- ✓ 判定を受けた結果、省エネ基準への適合が確認された場合は、適合判定通知書が発行されます。
- ✓ この**適合判定通知書**(又はその写し)を、**建築確認申請を行っている機関等へ提出**してください。

※所管行政庁：建築主事を置く市町村の区域は市町村長、それ以外の区域は都道府県知事

- 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為(①から③のいずれか。**住宅**に限る。)に該当する場合は、省エネ適判を省略し、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合を確認

- ①**仕様基準※**に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅
- ②**設計住宅性能評価**を受けた住宅の新築
- ③**長期優良住宅建築等計画の認定**又は**長期使用構造等の確認**を受けた住宅の新築

※平成28年国土交通省告示第266号(省エネ基準)、令和4年国土交通省告示第1106号(誘導基準)

省エネ基準適合義務制度⑤ ～基準への適合方法・手続き～

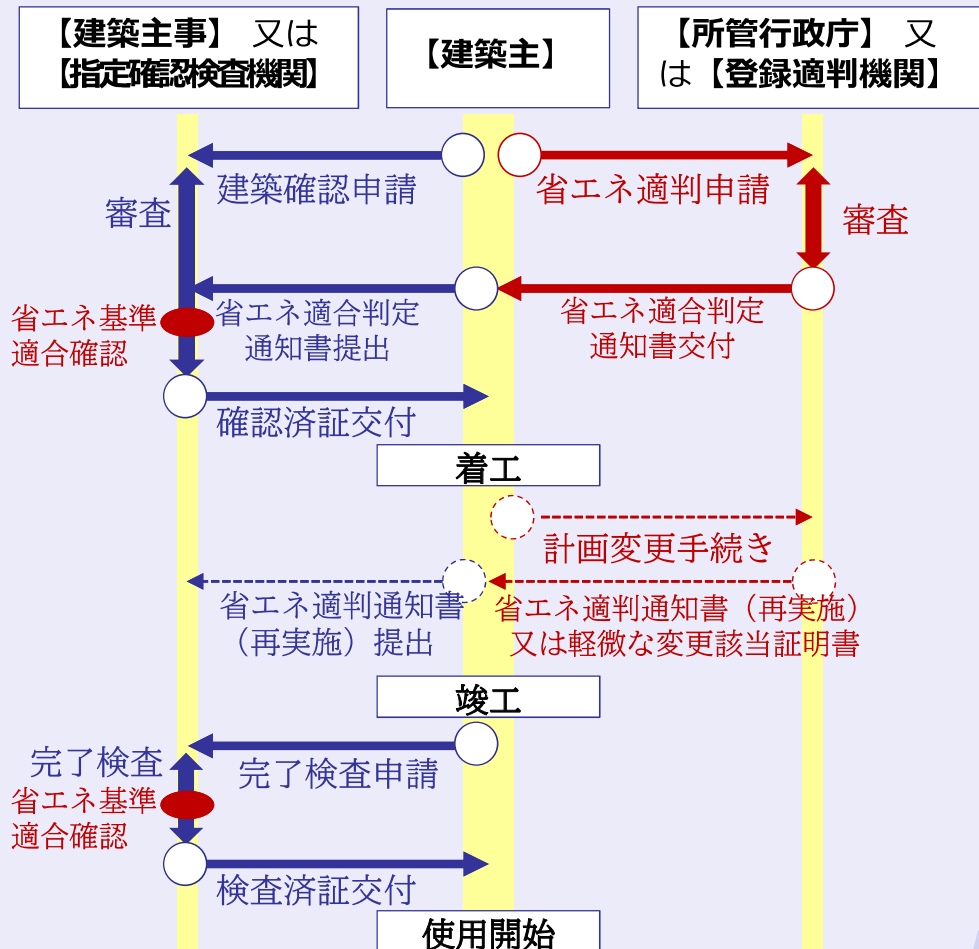
Point

- 外皮基準と一次エネルギー消費量基準への適合を仕様基準等により評価する場合、通常の建築確認の手続きの中で省エネ基準適合を確認します。

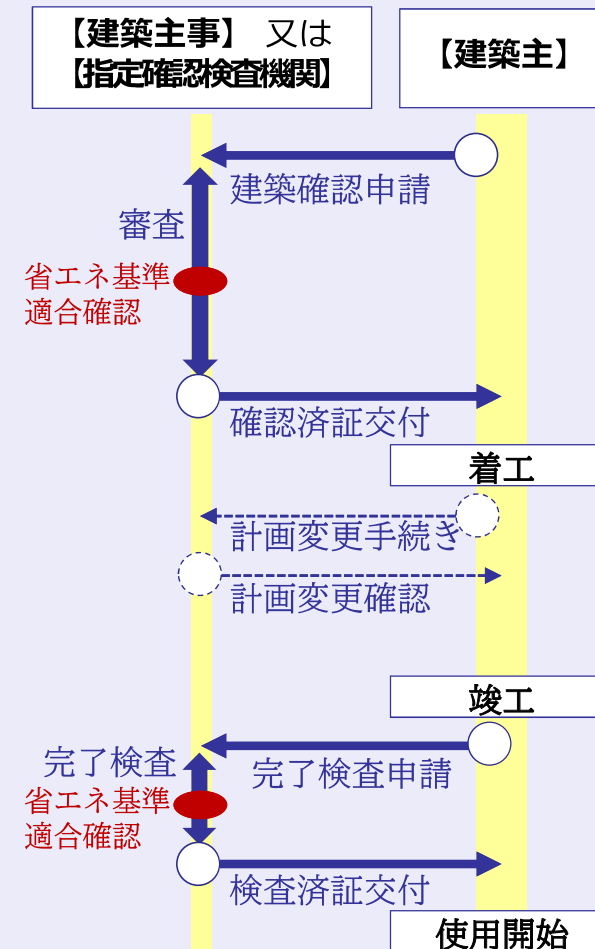
手続きの流れ

省エネ基準への適合確認手続きは、省エネ適判の必要性の有無で変わります。

省エネ適判が必要な場合



省エネ適判を要しない場合（仕様基準※）



※ 仕様基準により外皮性能基準及び一次エネルギー消費量基準の両基準への適合を評価する場合（外皮性能基準又は一次エネルギー消費量基準のいずれかへの適合のみを仕様基準で評価する場合は省エネ適判が必要です。）

建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し

現状・改正主旨

- 事務の簡素化を図る観点から、建築確認・検査において、以下の制度を設けている。
 - ・ 都市計画区域等の区域外では、一定規模以下の建築物は、建築確認・検査の対象外
 - ・ 都市計画区域等の区域内では、建築士が設計・工事監理を行った一定規模以下の建築物は、構造関係規定等の一部の審査が省略（いわゆる4号特例）
- 省エネ基準への適合や、省エネ化に伴い重量化している建築物に対する構造安全性の基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に担保し、消費者が安心して建築物を整備・取得できる環境を整備する必要がある。

改正概要

- 建築確認・検査の対象外とするものは、木造・非木造に関わらず、「都市計画区域等の区域外の平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物」とする。
- 構造関係規定等の審査省略の対象とするものは、木造・非木造に関わらず、「都市計画区域等の区域内の平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物（新3号建築物）」とする。

※建築物省エネ法において、新3号建築物は省エネ審査が省略されており、構造関係規定などの審査省略の対象と一致する制度となっている。

＜木造建築物に係る審査・検査の対象＞

現行

	建築確認	構造等の安全性審査
都市計画区域「内」	全ての建築物	階数3以上又は延べ面積500㎡超
都市計画区域「外」	階数3以上又は延べ面積500㎡超	

改正

※非木造と統一化

建築確認	構造等の安全性・省エネ審査
全ての建築物	階数2以上又は延べ面積200㎡超
階数2以上又は延べ面積200㎡超	

建築確認の対象となる建築物の規模

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

改正前

階数2以下で延べ面積500㎡以下の木造建築物は、建築士が設計・工事監理を行った場合には審査省略の対象

木造	階数	200㎡	500㎡	延べ面積
	3以上	○ 2号	○ 2号	○ 2号
	2	△ 4号 (一部審査省略)	△ 4号 (一部審査省略)	○ 2号
	1	△ 4号 (一部審査省略)	△ 4号 (一部審査省略)	○ 2号

木造以外	階数	200㎡	延べ面積
	2以上	○ 3号	○ 3号
	1	△ 4号 (一部審査省略)	○ 3号

■ : 審査対象 ■ : 審査対象であるが一部審査省略あり

改正後

平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物以外の建築物は、構造によらず、構造関係規定等の審査が必要に(省エネ基準の審査対象も同一の規模)

木造	階数	200㎡	500㎡	延べ面積
	3以上	○ 新2号	○ 新2号	○ 新2号
	2	○ 新2号	○ 新2号	○ 新2号
	1	△ 新3号 (一部審査省略)	○ 新2号	○ 新2号

構造関係規定等の確認も必要に

木造以外	階数	200㎡	延べ面積
	2以上	○ 新2号	○ 新2号
	1	△ 新3号 (一部審査省略)	○ 新2号

■ : 審査対象 ■ : 審査対象であるが一部審査省略あり

4号特例

2階建て以下の木造住宅等の**小規模建築物**※については、都市計画区域等の区域内で建築確認の対象となる場合でも**建築士が設計を行った場合には、建築確認の際に構造関係規定等の審査を省略**することとなっている。

また、それらの建築物について**建築士である工事監理者が設計図書とおりに施工されたことを確認した場合には同様の規定に関し検査を省略**することとなっている。

※建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物（いわゆる「4号建築物」）

<4号建築物>

	一般建築物の場合 (戸建住宅、事務所等)
木 造	「2階建て以下」かつ「延べ面積500㎡以下」かつ「高さ13m・軒高9m以下」
非木造	平家 かつ、延べ面積200㎡以下

<建築士が設計（工事監理）した4号建築物に対する審査（検査）項目>

	防火・準防火地域外の一戸建住宅	左欄以外の小規模な一般建築物
敷地関係規定	○ 審査する	○ 審査する
構造関係規定	× 審査しない ※ただし、仕様規定以外（構造計算等）は審査する	× 審査しない ※ただし、仕様規定以外（構造計算等）は審査する
防火避難規定	× 審査しない	○ 審査する
設備その他 単体規定	△ 一部審査する ※シックハウス、昇降機及び浄化槽は審査する	△ 一部審査する ※シックハウス、昇降機、浄化槽、排煙設備及び区画貫通部は審査する
集団規定	○ 審査する	○ 審査する

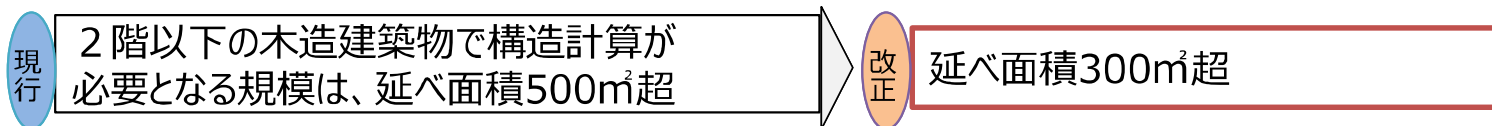
構造計算が必要な木造建築物の規模の引下げ

現状・改正主旨

- 2014（平成26）年の豪雪被害をうけ、スパンの大きい等の要件に該当する建築物では構造計算において積雪荷重を割増すことになっている。（H30告示改正）
- 2階建以下で延べ面積500m²以下の木造建築物については、大スパンの屋根であっても構造計算が求められていない。（法第20条第1項）
- 多様なニーズを背景として、大空間を有する建築物が増加しており、これらの建築物に対応した構造安全性の確保が必要となっている。

改正概要

- 木造建築物で構造計算が必要となる規模を引下げ（対象を拡大）、構造安全性を確保



【参考】木造建築物の用途分類（延べ面積別）

